

# 大分県産業廃棄物税に関する 検討結果報告書

令和6年11月

産業廃棄物税に関する検討会

# 目 次

はじめに

第1	産業廃棄物税導入の経緯	
1	法定外目的税の創設	1
2	九州地方知事会と本県での検討	1
第2	産業廃棄物税の現状	
1	産業廃棄物税の役割	2
2	産業廃棄物税の仕組み	2
3	税収等の推移	5
第3	産業廃棄物税導入効果の検証	
1	統計データによる検証	7
2	排出事業者意識調査の結果による検証	11
3	税活用事業の実績及び施策効果	17
第4	産業廃棄物を取り巻く環境・課題	
1	循環経済への移行	24
2	廃プラスチックの適正処理	25
第5	今後の方向性	
1	税制度の方向性	28
2	税活用事業の方向性	30
第6	まとめ	36
資 料		
1	排出事業者への意識調査の実施結果について	37
2	全国の産業廃棄物税の導入状況	54
3	産業廃棄物税に関する検討会設置要綱及び検討状況	56

## はじめに

大分県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、「大分県産業廃棄物税条例」（平成16年6月25日大分県条例第38号。以下「条例」という。）を平成17年4月から施行しており、その税収を、「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱を中心とした事業に活用している。

条例では、施行後5年を目途として、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとしている。これに基づき、令和元年度に条例施行後3回目の検討を行い、その結果、産業廃棄物税制度を継続し、更に5年後を目途として、同様の検討を行うこととしたところである。

前回の検討以降のこの5年間では、循環型社会の形成に向けてプラスチック使用製品における設計から廃棄物処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が令和4年4月に施行されたほか、第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、環境省中央環境審議会において温室効果ガスの排出削減にも資する3R+Renewableを推進し、資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を加速するための「循環経済工程表」がとりまとめられるなど、国をあげて取組が促進されてきた。

加えて、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環型社会の形成に向けて、循環経済への移行を国家戦略として進めることにより、様々な社会的課題を解決しながら持続可能な社会の実現を目指している。

このような社会経済情勢の動向を踏まえ、「大分県産業廃棄物税に関する検討会」において、産業廃棄物税の今後のあり方について検討を行った。

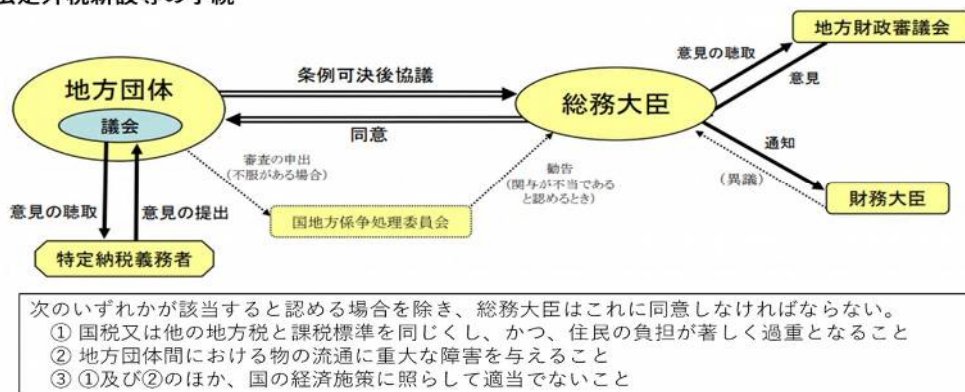
## 第1 産業廃棄物税導入の経緯

### 1 法定外目的税の創設

法定外税は、地方団体が地方税法に定める税目以外に、条例により自主的に税制度の創設を行うことが可能な制度である。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、地方団体の課税自主権を尊重する観点から、法定外普通税の新設・変更に係る国の許可制度が廃止され、同意を要する協議制へ移行された。また、住民の受益と負担の明確化や課税の選択の幅を広げる観点から、法定外目的税を創設することができることとされた。

法定外税新設等の手続



(出典：総務省資料)

### 2 九州地方知事会と本県での検討

九州地方知事会では、平成12年7月に「地方税制調査研究会」を設置し、産業廃棄物を取り巻く課題が広域的な課題であるとの共通認識のもと、産業廃棄物税の導入に向けて、中間処理段階や埋立段階など多段階で課税する場合に、納税者の過重な税負担の発生の問題等を回避できる調整システムについて検討を行った。こうした検討を重ねた結果、平成16年3月に、焼却と埋立に着目した広域的に導入可能な税制についての共同案「産業廃棄物税の導入について」をとりまとめ、これを基に各県が税制の導入に向けた取り組みを進め、平成17年4月から一斉導入（沖縄県は平成18年4月から導入）することとなった。

大分県では、九州地方知事会の動きと並行し、平成14年7月に大分県産業廃棄物税研究会を立ち上げ検討を重ねた後に、平成15年10月には「大分県産業廃棄物税制懇話会」を設置し、税制の政策効果、用途及び仕組みなどについて幅広い見地から議論を重ね、平成16年2月に意見報告書を取りまとめた。

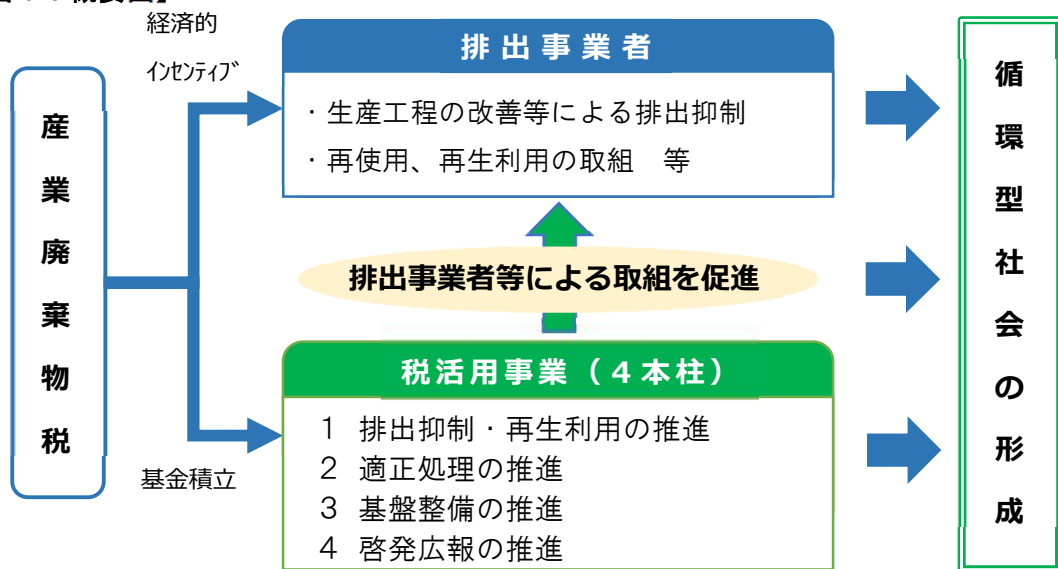
この報告書を踏まえ、事業者等への説明会や意見聴取等を経て、平成16年6月に条例を制定し、平成17年4月から施行した。

## 第2 産業廃棄物税の現状

### 1 産業廃棄物税の役割

産業廃棄物税は、税の導入により排出事業者に産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへのインセンティブ（動機付け）を促すとともに、税収を「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱を中心とした施策に活用することにより、循環型社会の形成に向けた取組を一層促進させる役割を担っている。

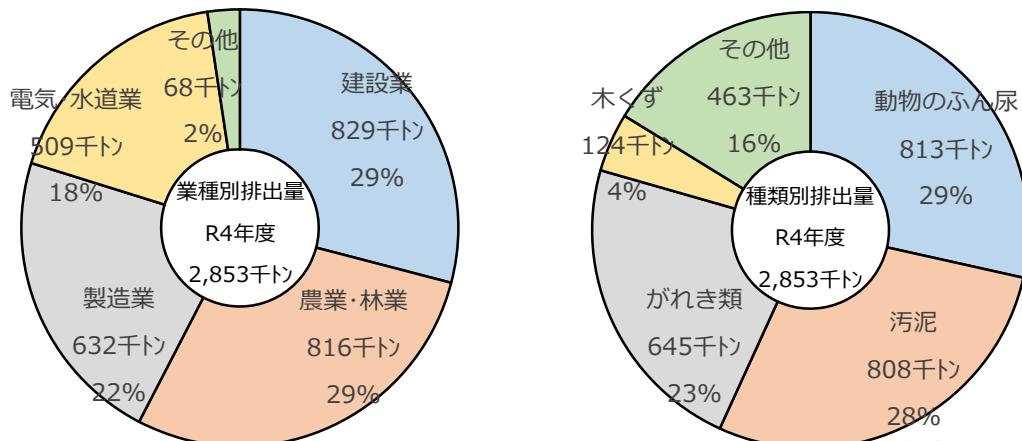
【図1：概要図】



### 2 産業廃棄物税の仕組み

産業廃棄物税は、県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者が納税義務者となる。また、排出事業者が処理業者に委託して県内の焼却施設や最終処分場で産業廃棄物を処理する場合は、焼却処理を行う中間処理業者または最終処分業者が、産業廃棄物の処理料金とあわせて排出事業者等から税を預かり、県に納める方式（特別徴収方式）をとっている。

【参考】県内産業廃棄物の排出の状況（業種別・種類別）

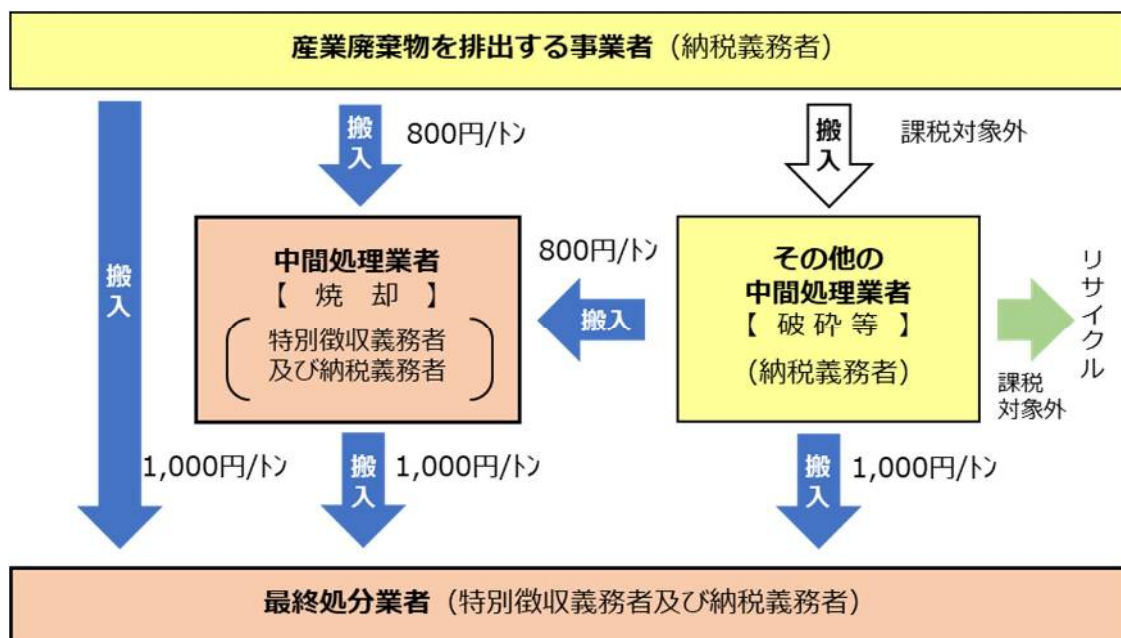


(出典：大分県産業廃棄物等実態調査)

産業廃棄物税の課税の仕組みは、次の図2のとおりである。

【図2：課税概要図】

※数値は税率



【条例の概要】

項目	内容
納税義務者	県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者
課税客体	県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	焼却施設への搬入 1トンにつき 800円 最終処分場への搬入 1トンにつき 1,000円
徴収の方法	特別徴収（自己処理の場合は申告納付とする）

項 目	内 容	
申告納入 (納付)期限	申告対象期間	申告納入(納付)期限
	1月1日～ 3月31日【Ⅰ期】	4月末日
	4月1日～ 6月30日【Ⅱ期】	7月末日
	7月1日～ 9月30日【Ⅲ期】	10月末日
	10月1日～12月31日【Ⅳ期】	翌年の1月末日
課税免除	<p>次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。</p> <p>1 再生利用、熱回収など産業廃棄物の有効利用が行われているものとして規則で定める焼却施設への搬入</p> <p>① 事業者が、産業廃棄物を原料又は燃料として、焼却処理の過程を通じて製品を製造する焼却施設 (大分県産業廃棄物税条例施行規則第3条第1項第1号)</p> <p>② 事業者が、産業廃棄物に含まれる有用物を、自らの製品の製造の工程において利用するため、焼却処理を通じて回収する焼却施設 (同第2号)</p> <p>③ 事業者が、その排出する産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収して得られるエネルギーを、製品の製造の工程に供給する焼却施設 (同第3号)</p> <p>④ 事業者が、産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収することにより発電を行い、発生した余剰電力を売却する焼却施設 (同第4号)</p> <p>2 公益上その他の事由により課税が不相当として知事が認める搬入</p> <p>① 災害(震災、風水害、火災類等)を受けた施設等の取り壊し工事により生じた産業廃棄物の搬入</p> <p>② 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき焼却処理が義務づけられている牛の特定部位(脳、せき髄、頭部等)の搬入</p>	
課税の特例	<p>当分の間、一事業者の年度における産業廃棄物(中間処理産業廃棄物で他の者から委託を受けて処分されたものを除く)の焼却施設又は最終処分場への搬入に係る重量の合計が1万トンを超える場合には、その超える部分について、一定の割合で軽減したものを課税標準とする。</p>	
使 途	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進	

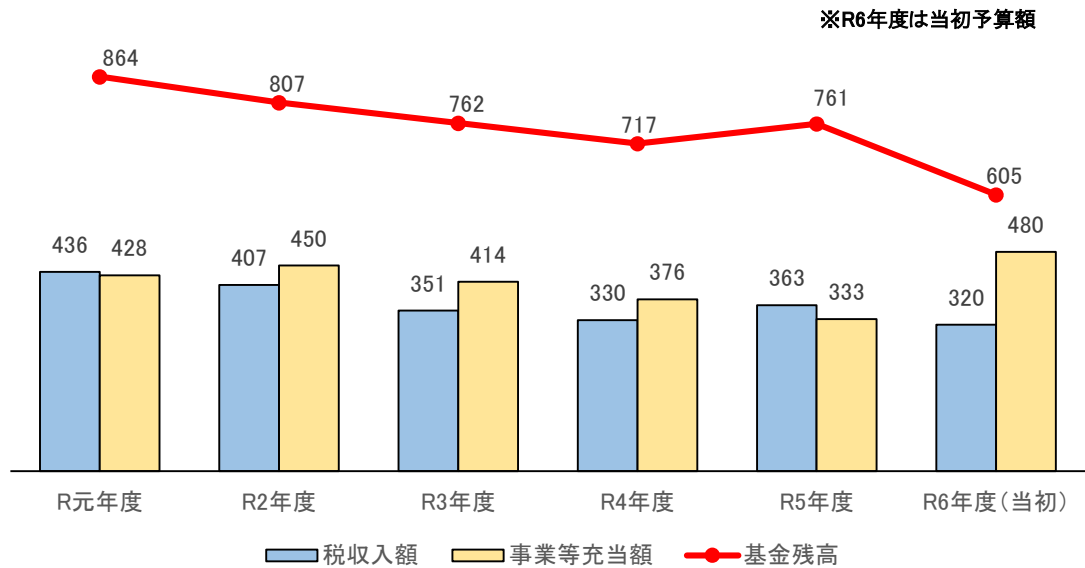
### 3 税収等の推移

産業廃棄物税の税収、事業等充当額及び基金残高の推移は、次の図3から図5のとおりである。

税収は前回の検討（令和元年度に実施した条例改正についての検討をいう。以下同じ。）以降、最終処分場の稼働状況の影響を受けた令和5年度を除き減少傾向であり、ここ数年は3億円台で推移している。税活用事業等への充当状況については、前回の検討以降、4億円前後で推移しており、令和6年度は当初予算額で4億8千万円程度を見込んでいる。基金残高は概ね減少傾向である。

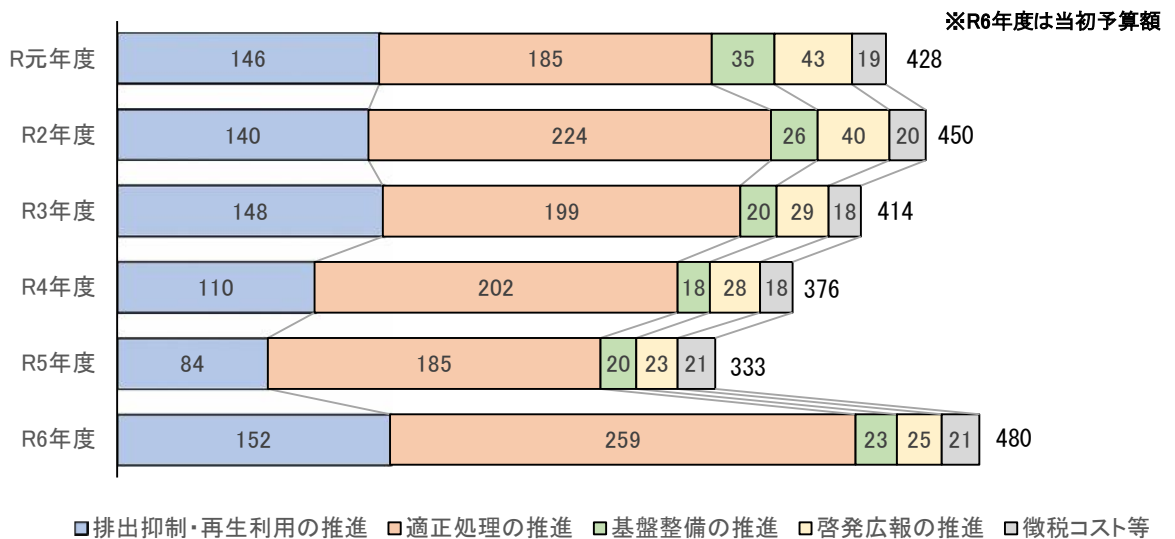
【図3：産業廃棄物税収入等の状況】

(単位：百万円)



【図4：税活用事業等の状況】

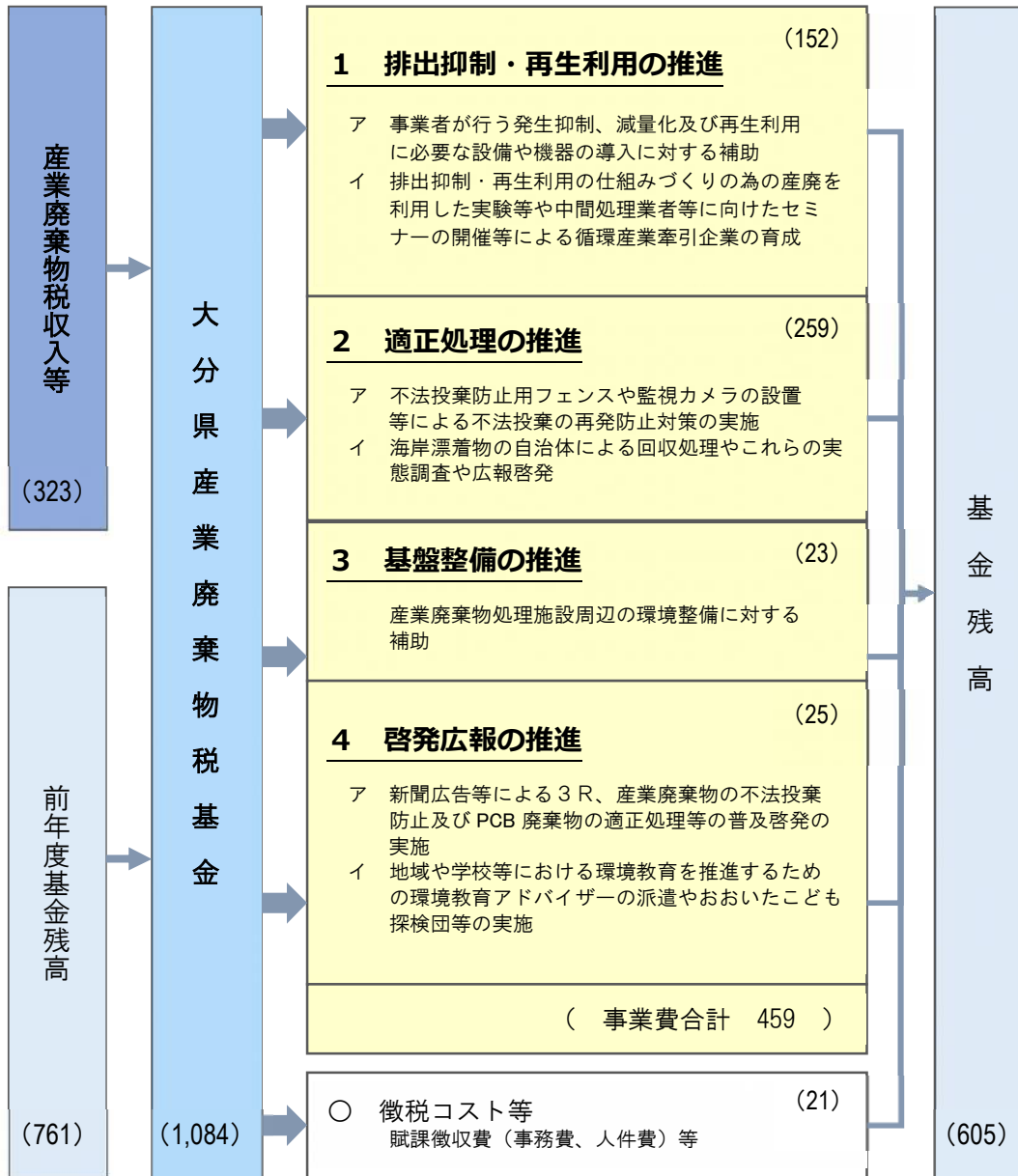
(単位：百万円)





【図5：令和6年度の税活用事業】

(単位：百万円)



### 第3 産業廃棄物税導入効果の検証

#### 1 統計データによる検証

##### (1) 産業廃棄物の排出量等の推移

産業廃棄物の排出量、再生利用量、再生利用率及び最終処分量の推移は、図6のとおりである。

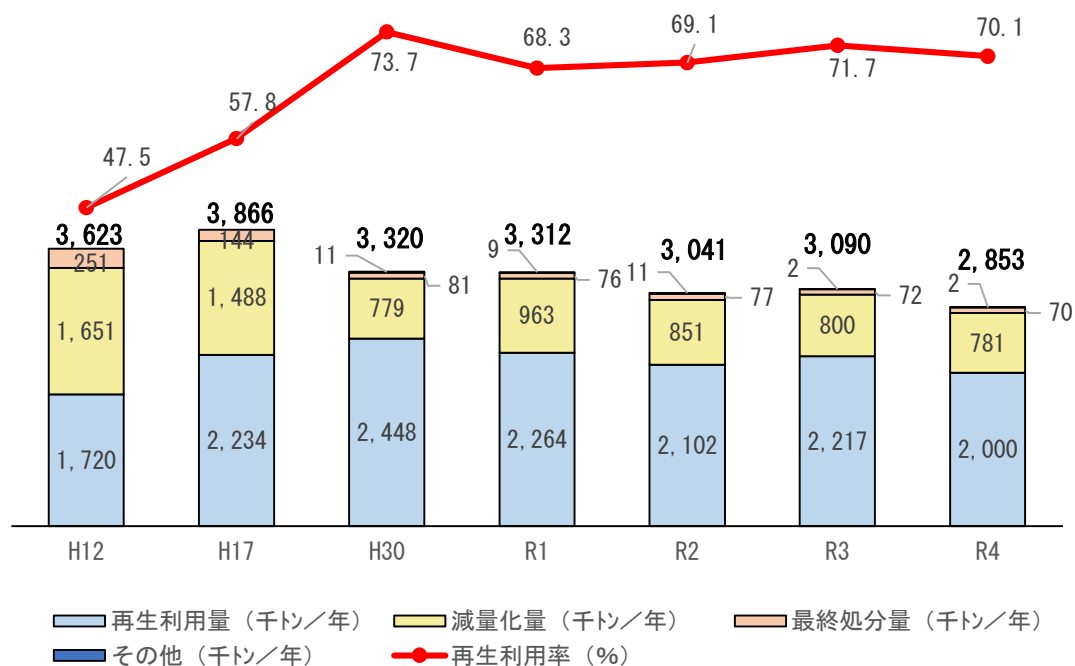
また、産業廃棄物の排出量等の増減傾向について、平成12年度を100とした指数で、全国と大分県を比較したものが、次の図7である。なお、令和6年6月現在、27道府県が産業廃棄物税を導入している。

県内の産業廃棄物の排出量は、排出事業者の経済活動等の影響を受けていると考えられるが、令和4年度は2,853千トンで、平成12年度（産業廃棄物税の導入前）を基準に比較すると78.7%となっており、ここ数年は減少傾向である。

県内の再生利用量は、令和4年度は2,000千トンで、平成12年度の116.3%となっている。ここ数年は排出量の減少に伴い再生利用量も減少傾向である。再生利用率は令和4年度は70.1%で平成12年度の47.5%と比較すると22.6ポイント増加しており、ここ数年は70%前後で推移している。

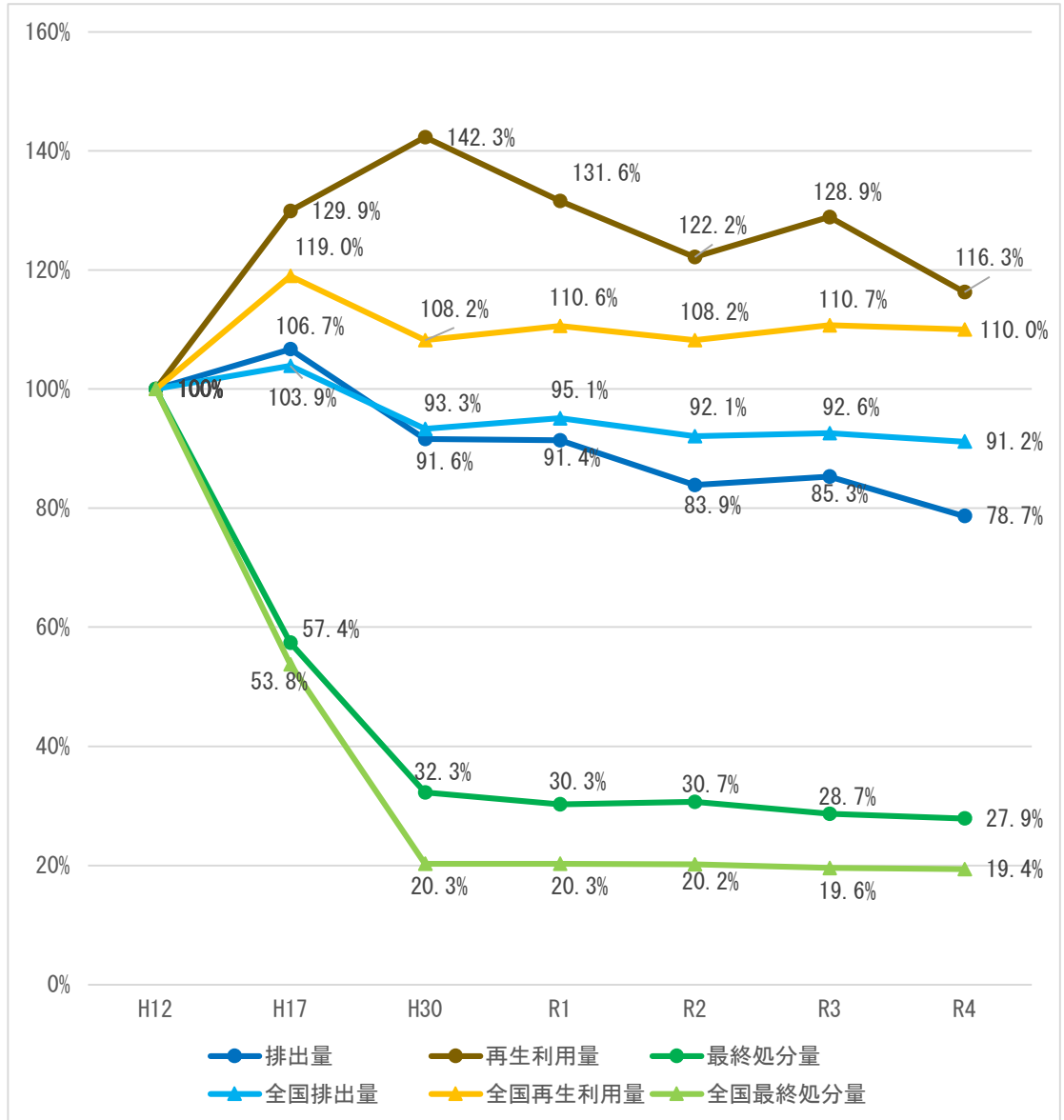
県内の最終処分量は大幅に減少してきており、令和4年度は平成12年度の27.9%となる70千トンである。

【図6：県内の産業廃棄物排出量等の状況】



(出典：大分県産業廃棄物等実態調査)

【図7：全国と大分県の産業廃棄物排出量等の比較】

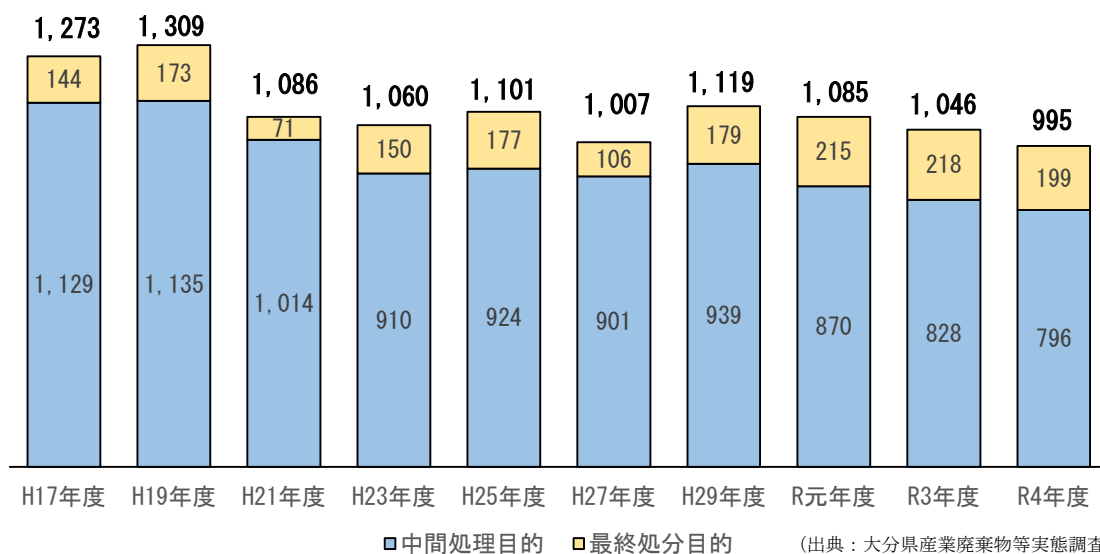


(出典：大分県産業廃棄物等実態調査、産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（環境省）)

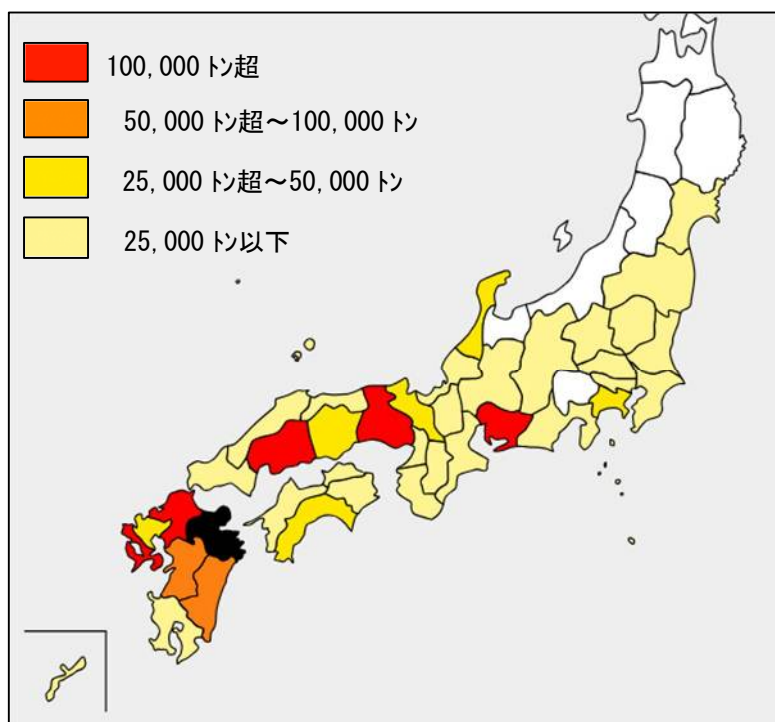
県外から本県に搬入された産業廃棄物の搬入量の推移は、図8のとおりである。令和4年度の搬入量は995千トンであり、平成17年度の1,273千トンから278千トン減少している。中間処理目的での搬入は全体として減少傾向であるが、最終処分目的での搬入は年度により増減が大きい状況である。

【図8：県外産業廃棄物の搬入量の推移】

(単位：千トン)



(参考) 令和4年度県外産業廃棄物の搬入状況



## (2) 令和4年度の産業廃棄物処理状況

令和4年度産業廃棄物処理業実態調査の結果は、図9のとおりである。

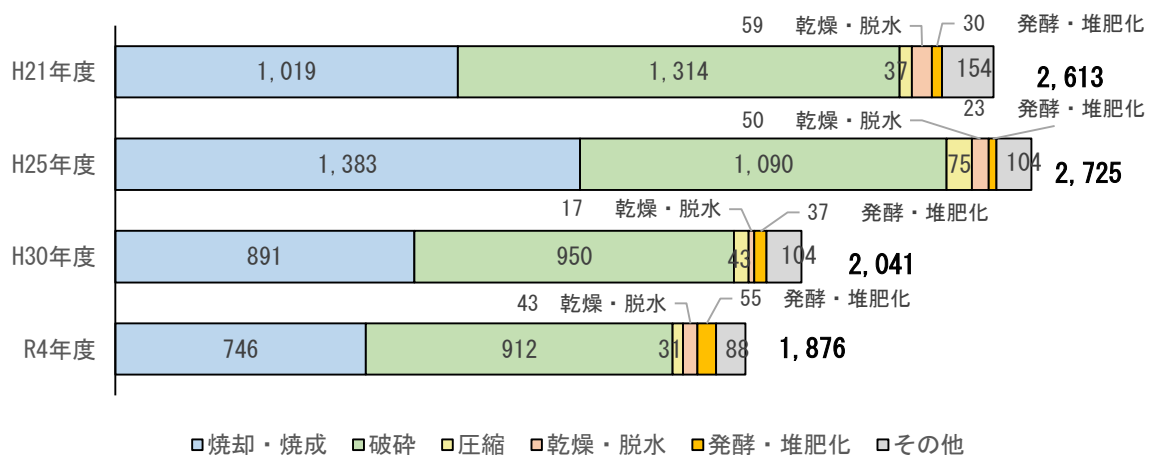
令和4年度の産業廃棄物の中間処理量は1,876千トンで、平成30年度から約8.1%減少、最終処分量は296千トンで、約5.4%減少している。中間処理量及び最終処分量の減少は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が減少したことが要因の一つと考えられる。

最終処分量の種類別の内訳では、「廃プラスチック類」の処分量が大きく減少しているが、これは、廃プラスチック類のリサイクル（マテリアル、ケミカル、サーマル）が進んでいるためと考えられる。

【図9：令和4年度産業廃棄物処理業実態調査】

### ・中間処理量の処理方法別推移（県外からの搬入分を含む）

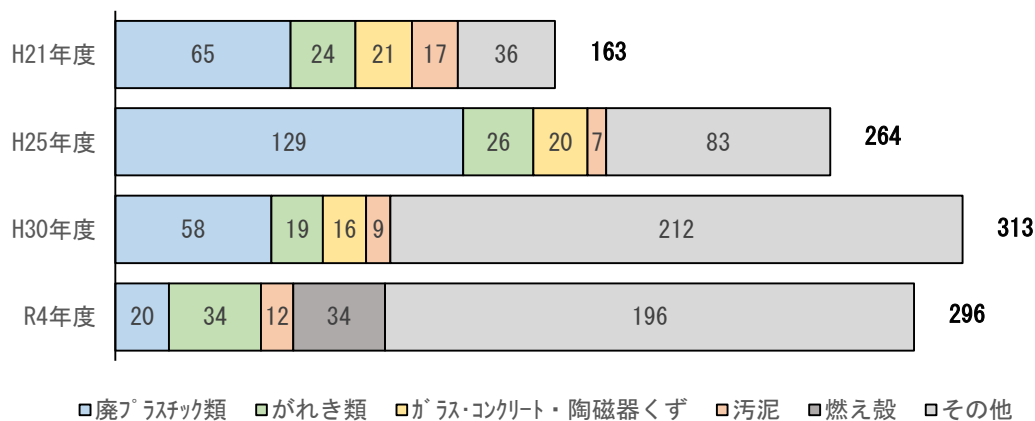
（単位：千トン）



（出典：大分県産業廃棄物等実態調査）

### ・最終処分量の種類別推移（県外からの搬入分を含む）

（単位：千トン）



（出典：大分県産業廃棄物等実態調査）

## 2 排出事業者意識調査の結果による検証

### (1) 排出事業者への意識調査の実施結果

産業廃棄物税の検討にあたり、排出抑制効果やインセンティブ効果等を検証するため、令和4年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している排出事業者186社を対象として、令和6年1月にアンケート調査を実施した。

○対象業種、事業所数、回収率等

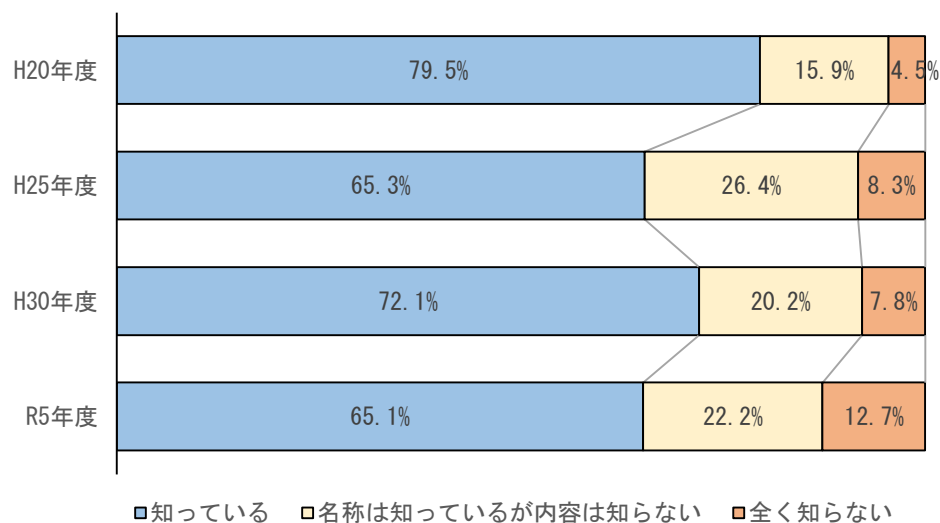
業種	事業者数	回答者数	回答率
建設業	97	61	62.89%
製造業	53	36	67.92%
電気・水道業	19	19	100.00%
医療業	16	10	62.50%
サービス業	1	1	100.00%
合計	186	127	68.28%

### (2) 産業廃棄物税の周知状況

産業廃棄物税制度の周知状況については、図10のとおりである。

産業廃棄物税制度を「知っている」と回答した排出事業者は65.1%と前回調査（平成30年度）から減少している。また、「全く知らない」と「名称は知っているが内容は知らない」と回答した排出事業者を合わせると34.9%となり、制度周知に力を入れて取り組む必要がある。

【図10：産業廃棄物税の周知状況】



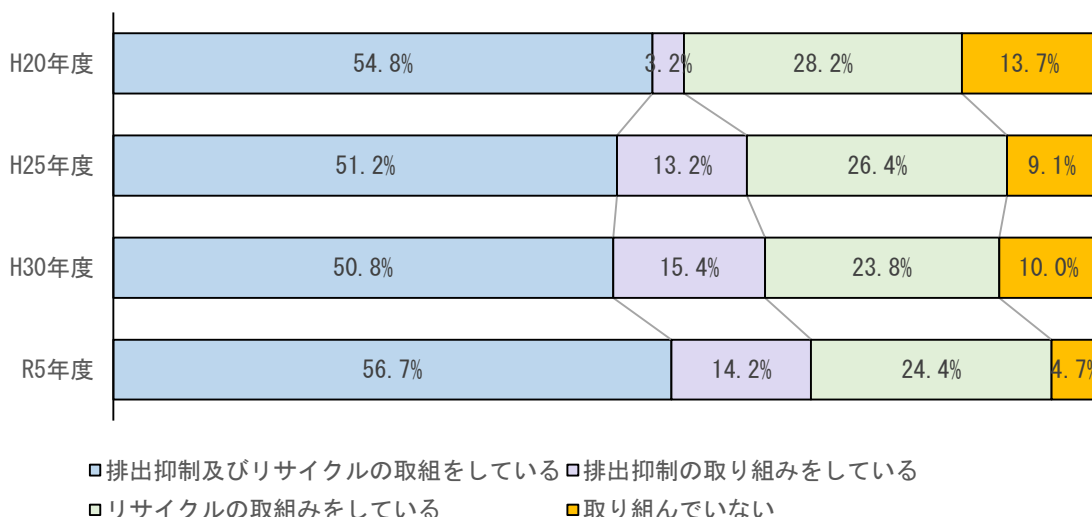
### (3) 排出抑制等への取組状況及びその動機

排出事業者の取組状況については、図 11 のとおりである。

約 95%の排出事業者が、排出抑制やリサイクルの取組を行っている。

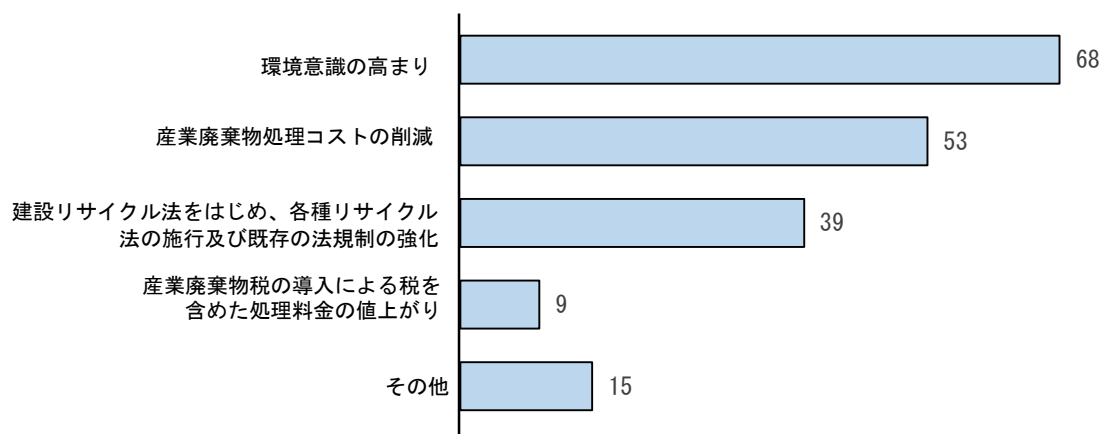
取組を行っている排出事業者の動機としては、「環境意識の高まり」が 68 件と最も多かった。また、「産業廃棄物処理コスト削減」及び「産業廃棄物税導入による税を含めた処理料金の値上がり」といった経済面での動機が合計で 62 件あり、処理料金に転嫁されることも含め、経済的なインセンティブ効果はあると考えられる。

【図 11：排出事業者の取組状況】



〔取組の動機〕（複数回答）

（単位：件）



#### (4) 産業廃棄物税導入の経営上の影響

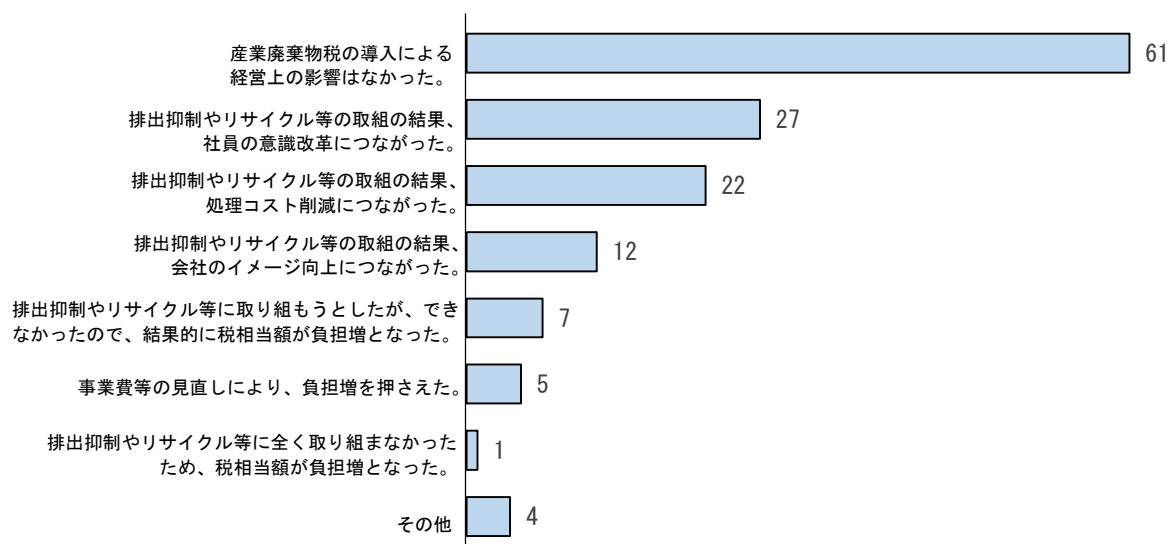
産業廃棄物税導入の経営上の影響については、図 12 のとおりである。

「経営上の影響はなかった」との回答が 61 件と最も多く、産業廃棄物税導入による経営上の影響は少ないと思われる。

また、一方で、排出抑制やリサイクル等の取組の結果、「社員の意識改革につながった」、「処理コスト削減につながった」、「会社のイメージ向上につながった」との回答を合わせると 61 件であり、産業廃棄物税導入により排出抑制やリサイクル等の取組が進められたと考えられる。

【図 12：産業廃棄物税導入の経営上の影響】（複数回答）

（単位：件）



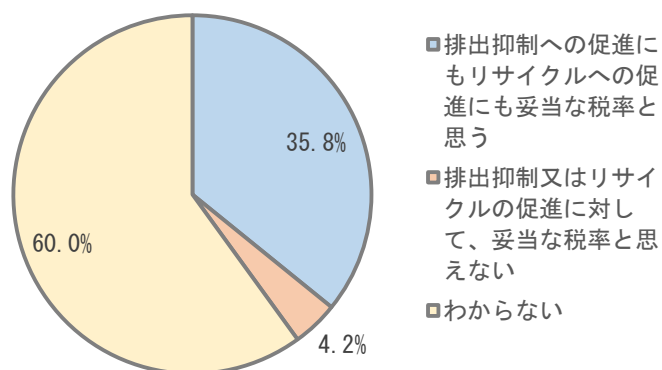
#### (5) 税率の妥当性

産業廃棄物税の税率が排出抑制、リサイクルへ促進可能な税率として妥当かについては、図 13 のとおりである。

「わからない」が 60.0%と最も多く、「排出抑制、リサイクルへの促進に妥当な税率である」とした事業者が 35.8%、「妥当な税率とは思えない」とした排出事業者が 4.2%である。妥当な税率であるとの回答が妥当とは思えないを大きく上回っており、概ね受け入れられていると考えられる。



【図 13 : 税率の妥当性】

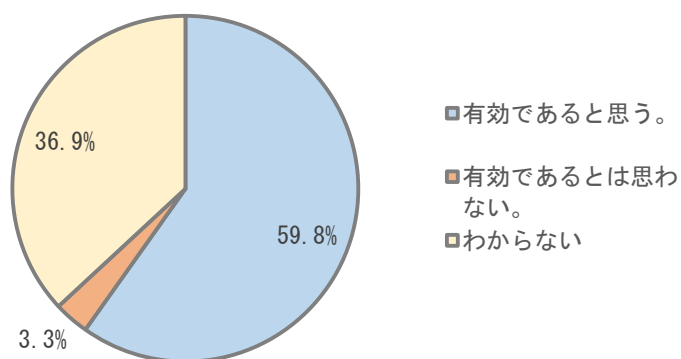


#### (6) 焼却処理への課税

中間処理のうち、リサイクルにつながらないと考えられる焼却処理への課税については、図 14 のとおりである。

約 60%の排出事業者がリサイクルの促進に「有効であると思う」としており、「有効であるとは思わない」を大きく上回っており、焼却処理への課税は受け入れられていると考えられる。

【図 14 : 焼却への課税】

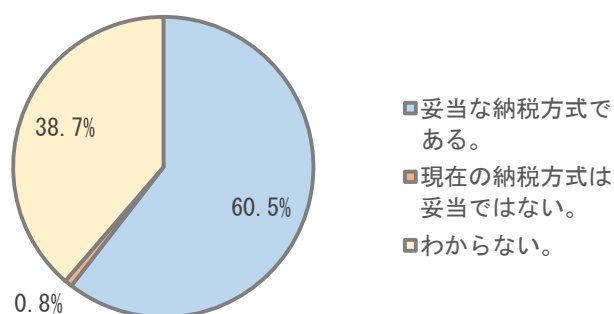


## (7) 納税方法

納税方法（特別徴収方式）が妥当かについては、図 15 のとおりである。

60%を超える排出事業者が「妥当である」としており、「妥当ではない」を大きく上回っていることから、本方式による納税が概ね妥当なものとして受け入れられていると考えられる。

【図 15：納税方法について】

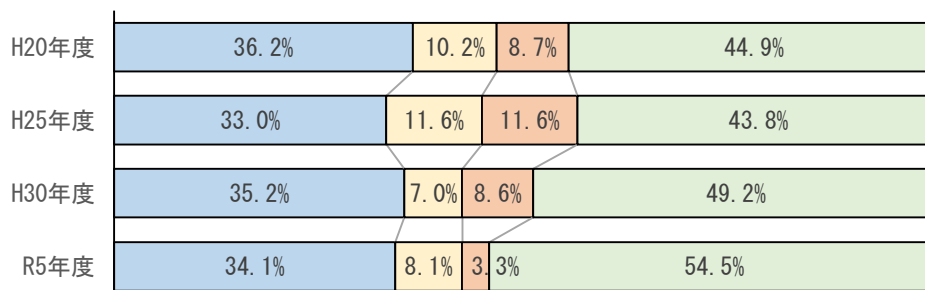


## (8) 産業廃棄物税の転嫁状況

中間処理業者からの転嫁状況については、図 16 のとおりである。

転嫁について、「わからない」とする排出事業者が最も多い。これは、「(2) 産業廃棄物税の周知状況」で、「全く知らない」、「名称は知っているが内容は知らない」と回答した事業者の合計が約 35%であった事からも、産業廃棄物税を意識せずに廃棄を行っている事業者が一定程度いると考えられる。

【図 16：産業廃棄物税の転嫁状況】



- 転嫁が行われている。
- 転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。
- 転嫁が行われていない。
- わからない。

## (9) その他

主な自由意見は、次のとおりである。

(税収使途について)

- ・ 処理技術の確立、処理施設の建設
- ・ 中間処理業者だけでは賄えない事業の適正処分のために使ってほしい。
- ・ 電子マニフェストの普及促進
- ・ 資源に関する講習会等の開催

(その他)

- ・ 排出量を制御しようとするのであれば、リサイクル可能な製品を製造流通させることが必要ではないか。

### 3 税活用事業の実績及び施策効果

#### (1) 過去5年間の税活用事業への充当額

前回の検討以降5年間の税活用事業への産業廃棄物税充当状況は表1-1のとおりである。

充当額は、5年間で合計約19億5千万円であり、4本柱では「適正処理の推進」が最も大きく約10億7千万円、続いて「排出抑制・再生利用の推進」が約6億3千万円、「啓発広報の推進」が約1億5千万円、「基盤整備の推進」が約1億1千万円となっている。

【表1-1：税活用事業別充当額の推移】

(単位:千円)								
使途名	事業名	R2	R3	R4	R5	R6当初	R2~6合計	
1 排出抑制・再生利用の推進	排出抑制再生利用関連研究開発推進事業	30,456	25,010	20,700	22,038	22,179	120,383	
	成長志向型ものづくり循環経済推進事業	58,724	51,030	44,862	37,508	75,577	267,701	
	エネルギー関連産業成長促進事業	8,555	7,131	5,451	5,076	5,605	31,818	
	食品産業収益力向上支援事業	2,017	2,017	2,017	2,017	2,017	10,085	
	高耐久性赤潮対応型マクロ養殖生け簀の開発	18,994	23,399	0	0	0	42,393	
	海洋環境保全型養殖推進事業	—	—	5,132	1,798	5,132	12,062	
	林業専用道整備促進事業	11,901	19,895	10,000	0	0	41,796	
	循環社会構築加速化事業	8,966	10,343	10,932	9,789	14,920	54,950	
	循環イノベーション創出事業	0	9,087	10,847	0	0	19,934	
	おおいたグリーン事業者認証推進事業	—	0	0	6,211	21,603	27,814	
	牧草栽培に適した堆肥と肥料の配合割合の検討	—	—	—	0	5,400	5,400	
	計	139,613	147,912	109,941	84,437	152,433	634,336	
	2 適正処理の推進	産業廃棄物汚染物質等検査経費	16,137	16,012	3,648	4,875	4,173	44,845
大気環境監視推進事業		—	12,188	1,525	2,396	3,756	19,865	
廃棄物不法投棄防止対策事業		60,990	60,374	71,699	72,594	94,989	360,646	
産業廃棄物処理施設等監視指導事業		40,674	38,873	42,959	41,489	57,224	221,219	
PCB廃棄物対策推進事業		4,244	4,951	3,850	4,074	6,286	23,405	
海岸漂着物地域対策推進事業		9,012	9,982	24,687	20,069	14,240	77,990	
災害時海岸漂着物処理事業		21,625	0	23,753	0	25,000	70,378	
森と海をつなぐ環境保全推進事業		—	474	0	0	0	474	
プラスチックごみ削減推進事業		—	—	—	17,525	10,939	28,464	
公共水域等放置船対策事業		35,000	15,502	4,937	2,031	0	57,470	
放置艇対策事業		—	37,165	17,323	0	0	54,488	
漁港適正管理推進事業		—	—	—	5,170	4,950	10,120	
PCB調査委託(研究指導センター)		685	0	0	0	0	685	
PCB調査(道路保全課)		25,820	0	0	0	0	25,820	
不要毒劇物処分事業		180	0	0	0	0	180	
漁場クリーンアップ事業		4,206	500	0	0	0	4,706	
大分港振興室運営費		3,300	0	0	0	0	3,300	
道路施設補修事業		—	—	—	1,000	30,000	31,000	
PCB使用安定器処分事業		323	0	0	0	0	323	
BSE清浄化緊急対策事業		833	1,039	1,240	424	1,100	4,636	
農地諸費		—	—	3,055	3,087	3,032	9,174	
安全農業推進事業		786	2,285	2,856	2,883	2,955	11,765	
警察運営費		—	—	—	6,824	0	6,824	
計		223,815	199,345	201,532	184,441	258,644	1,067,777	
3 基盤整備の推進		産業廃棄物処理施設等周辺環境対策事業	26,113	19,920	18,262	19,630	22,602	106,527
		計	26,113	19,920	18,262	19,630	22,602	106,527
4 啓発広報の推進	産業廃棄物広報・啓発推進事業	10,501	0	0	0	0	10,501	
	おおいとうつくし作戦推進事業	7,400	12,804	10,839	10,435	12,097	53,575	
	3R普及促進事業	4,840	4,192	7,524	0	0	16,556	
	気候変動対策推進事業	9,316	6,047	3,196	3,962	5,199	27,720	
	未来の環境を守る人づくり事業	3,467	4,775	5,606	6,988	6,630	27,466	
	環境保全対策費	2,478	1,271	1,061	1,686	1,463	7,959	
	プラスチック削減アクション事業	1,938	0	0	0	0	1,938	
	計	39,940	29,089	28,226	23,071	25,389	145,715	
事業費合計		429,481	396,266	357,961	311,579	459,068	1,954,355	

## (2) 主な税活用事業の内容

### ① 排出抑制・再生利用の推進

#### ア 成長志向型ものづくり循環経済推進事業

(R2～R6 年度計：約 2 億 7 千万円)

(旧事業名：循環型環境産業創出事業、ものづくり循環経済促進事業)

循環経済への転換を促進し、競争力を高め、持続可能なものづくり産業の育成を図るため、モノの「設計・生産・廃棄」の各段階における産業廃棄物の削減等に資する取組を支援するとともに、環境ビジネスの動向、成功事例や新技術・新製品等の情報提供を行う。

【表 1-2：R2～5 年度採択事業一覧】

#### 循環型環境産業創出事業

	テーマ	事業者
R2	減容機の導入による、発泡スチロールの再生ペレット化	(株) 環境整備産業
	SSG型一軸破砕機の導入による、農業用ビニール等廃プラスチックの燃料化	(有) 新生クリーンサービス
	完全無処理サーマルCTPシステム導入による、印刷工程での廃液のゼロ化	春日印刷(有)
	圧縮機の成型用アタッチメント改良による、廃プラスチックの固形燃料化	ゆうび(株)
	破砕機導入による、コンクリートくず等の再生クラッシュランへの再生利用	(有) 玖珠生コン
	湿式・乾式両用パワープロベスター導入による、汚泥・廃油の熱利用量の増加	エレファントジャパン(株)
	破砕機等の導入による、がれき類の建築資材へのリサイクル	(株) スギタ環境

#### ものづくり循環経済促進事業

	テーマ	事業者
R3	伐倒機・破砕機導入による、土木現場で発生する竹の竹チップ化	大分総合建設(株)
	選別徹底及び破砕機導入による、廃プラスチックの再生原料化・燃料チップ化	(有) ダイソー環境開発
	真空射出成型機導入を通じたゴム成形の生産ロス削減による、廃棄ゴムくずの減量化	スターコックス(株)
	スクリュープレス脱水機導入による、ウイスキー製造工程で排出される麦芽粕の全量飼料化	(有) 津崎商事
	一軸破砕機導入による、ポリ塩化ビニルの再生プラスチック原料化	(株) 環境整備産業
	破砕機導入による、コンクリートがら・汚泥のリサイクルクラッシュランへの再生利用	福進(株)
R4	小粒径破砕機導入による、残コン・戻コンの透水性コンクリートへの再資源化	大分総合建設(株)
	機械式選別機導入による、廃プラスチックを含む混合廃棄物の固形燃料生産の増量化	ゆうび(株)
	無処理CTPシステム導入による、印刷工程における強アルカリ廃液の発生抑制	大洋印刷紙器(株)
	微粉砕機及び安定供給機導入による、使用済みPPバンドの再ペレット過程における歩留まり改善	グリーンプラ(株)
	洗浄脱水設備導入による、物流用パレットの廃プラスチック再生原料への再資源化	(有) 大洋運輸
R5	自走式破砕機導入による、建設廃材(木くず)の燃料チップ化	上栄企画(株)
	CTPシステム導入による、印刷工程における廃プラスチック及び廃アルカリの発生抑制	大磨印刷(有)
	圧縮機導入による、廃プラスチックの再生ペレットへの原料化	ゆうび(株)
	再生樹脂ペレット製造機の導入による、廃プラスチックの再資源化	(株) ダイキコーポレーション

## ② 適正処理の推進

### ア 廃棄物不法投棄防止対策事業（R2～R6 年度計：約 3 億 6 千万円）

不法投棄された廃棄物を撤去し、再発が懸念される箇所には不法投棄防止用フェンスや監視カメラを設置するとともに、市町村が実施する不法投棄対策事業に対する支援を実施することにより、全県的に不法投棄の再発防止を図る。

### イ 産業廃棄物処理施設等監視指導事業（R2～R6 年度計：約 2 億 2 千万円）

産業廃棄物監視員によるパトロールや水質検査、経営審査など産業廃棄物処理施設の監視指導を実施することにより、産業廃棄物の適正処理の徹底を図る。



(AI カメラの設置)



(ドローンの活用)



### ○ 県内の不法投棄件数及び苦情件数

※大分市を除く

区分	不法投棄件数					苦情件数				
	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
件数	54	39	56	48	49	37	32	44	51	43

### ○ 不法投棄廃棄物撤去事業の状況

※大分市を除く

年度	不法投棄撤去箇所数	廃棄物処理量
H30	16	57,110kg
R1	24	23,225kg
R2	14	25,740kg
R3	10	35,110kg
R4	12	29,000kg

○産業廃棄物処理施設に関する要望等の状況

産業廃棄物の不適正処理が原因と見られる水質悪化等が発生していることから、産業廃棄物処理業者に対する監視指導の強化を求める要望が依然として強い状況である。

### ③ 基盤整備の推進

#### ア 産業廃棄物処理施設等周辺環境対策事業

(R2～R6 年度計：約 1 億 1 千万円)

市町村又は産業廃棄物処理施設設置者が、周辺住民の不安解消を目的として行う施設周辺の環境整備をする場合、事業に要する経費の一部を補助する。

また、産業廃棄物処理施設の周辺住民との合意形成の場としての環境保全協議会の設置・運営に要する経費を支出する。

○取組例

道路の整備・補修・拡幅、カーブミラー等の設置、搬入道路周辺の緑化等

### ④ 啓発広報の推進

#### ア 産業廃棄物広報・啓発推進事業

(R2～R6 年度計：約 1 千万円)

マスメディアによる広報活動を通じて、産業廃棄物の不法投棄の防止、資源化・再生利用の促進、各種報告及び PCB 廃棄物の早期処理等の必要性について県民に周知する。

## (3) 施策効果の評価

前回の検討では、産業廃棄物の再生利用量及び最終処分量が産業廃棄物税導入前と比較して改善したものの、その動きが鈍化していることを受けて、税活用事業の方向性として、新たな課題である廃プラスチックや食品ロスを対象とした施策を重点的かつ効果的に実施することにより、一層の排出抑制と再生利用の推進を図る必要があるとした。

また、県の環境施策に関する長期的な目標や基本的方向を定めた「第 3 次大分県環境基本計画（平成 28 年度～令和 6 年度）」においても、廃棄物・リサイクル対策の課題の一つとして、産業廃棄物税の活用による産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の促進を位置づけており、これらの方向性に沿って排出抑制と再生利用の推進に取り組んできた。

計画における令和 5 年度目標値に対する令和 4 年度実績の達成状況と排出量等は、表 2-1 のとおりである。また、次の図 17 は全国と大分県の産業廃棄物の再生利用率の推移である。

排出量は、令和4年度は2,853千トンで、平成30年度の3,320千トンに対し467千トンの減、近年減少傾向である。

再生利用率は令和4年度が70.1%と目標を達成しており、全国平均の54.7%を上回っている。なお、種類別の再生利用量では、動物のふん尿(約772千トン(38.6%))が最も多く、次のがれき類(約623千トン(31.1%)) (図18)となっており、それぞれたい肥や再生砕石として利用されている。

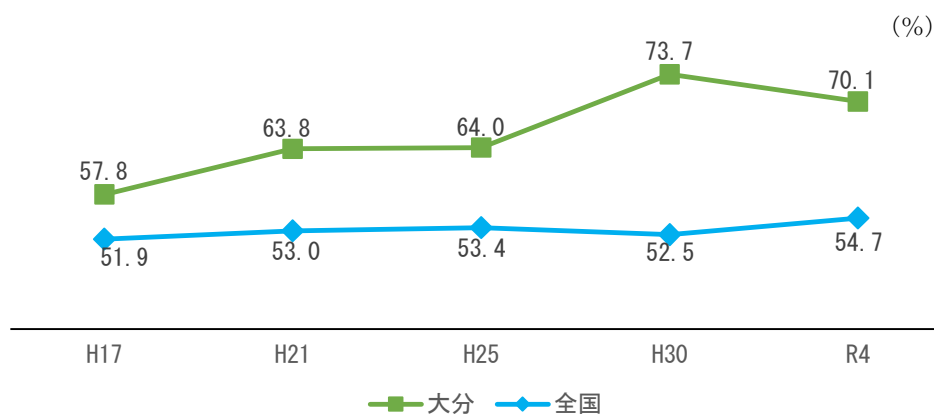
最終処分率は令和4年度が2.4%で令和5年度の目標値2.0%には達していないが、平成30年度と比較すると同等であり、近年横ばいの状況である。

【表 2-1 : 第3次大分県環境基本計画達成状況】

(単位：%、千トン/年)

項目	実績				目標値	目標達成状況 (a)と(b)比較
	H17 年度	H25 年度	H30 年度	R4 年度(a)	R5 年度(b)	
再生利用率	57.8%	64.0%	73.7%	70.1%	64.3%	5.8pt
最終処分率	3.7%	2.3%	2.4%	2.4%	2.0%	△0.4pt
(参考)排出量	3,886	3,716	3,320	2,853	—	—
(参考)最終処分量	144	84	81	70	—	—
(参考)全国再生利用率	51.9%	53.4%	52.5%	54.7%	—	—

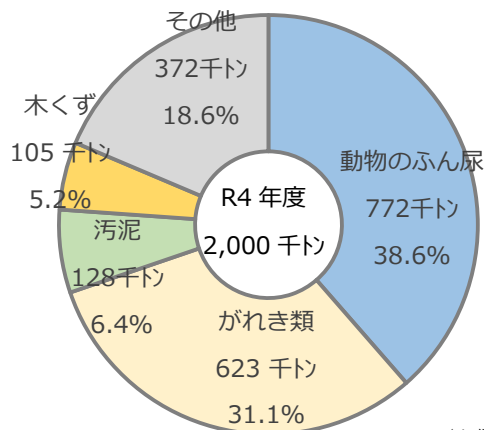
【図 17 : 全国と大分県の産業廃棄物の再生利用率の推移】



(出典：大分県産業廃棄物等実態調査、産業廃棄物排出・処理状況調査報告書(環境省))



【図 18：大分県の産業廃棄物種類別の再生利用量】



(出典：大分県産業廃棄物等実態調査)

また、廃プラスチック類の処理状況は、次の表 2-2 のとおりである。最終処分率が全国と比較しても低下していることから、税活用事業による取組が廃プラスチック類の再生利用の推進に一定の効果を上げていると考えられる。

しかし、マテリアルリサイクル推進や最終処分率低減の観点から、排出抑制と再生利用の推進に更に取り組む必要があると考えられる。

また、不法投棄件数や今回実施した排出事業者意識調査における排出事業者の制度理解等の状況も併せて考えると、今後も引き続き適正処理や啓発広報等に取り組む必要がある。

一方、食品ロスについては、国は 2000 年度の 980 万トン（事業系 547 万トン、家庭系 433 万トン）から、2030 年度までに 489 万トン（事業系 273 万トン、家庭系 216 万トン）に半減させる目標を掲げており、令和 4 年度は 472 万トン（事業系、家庭系ともに 236 万トン）となり、全体及び事業系で削減目標を達成したところである。

本県でも、「大分県食品ロス削減推進計画」に基づき、自治体、事業者、消費者等多様な主体が連携し、消費者に対して、小売店などで賞味期限が近い商品から購入する「てまえどり」、飲食店などにおける食材の「食べきり」の呼びかけを通じた売れ残りや食べ残しを減らす取組、フードドライブの実施など、食品ロス削減を進めている。

【表 2-2：廃プラスチック類の処理状況】

(単位：%、千トン/年)

	H17				H27				R4			
	排出量 (千t)	再生利用率 (%)	減量化率 (%)	最終処分率 (%)	排出量 (千t)	再生利用率 (%)	減量化率 (%)	最終処分率 (%)	排出量 (千t)	再生利用率 (%)	減量化率 (%)	最終処分率 (%)
大分県	50	42	24	34	52	53.8	15.4	30.8	95	66.9	20.2	13.0
全国	6,052	38	30	32	6,823	58	26	15	7,105	61.8	21.7	16.5

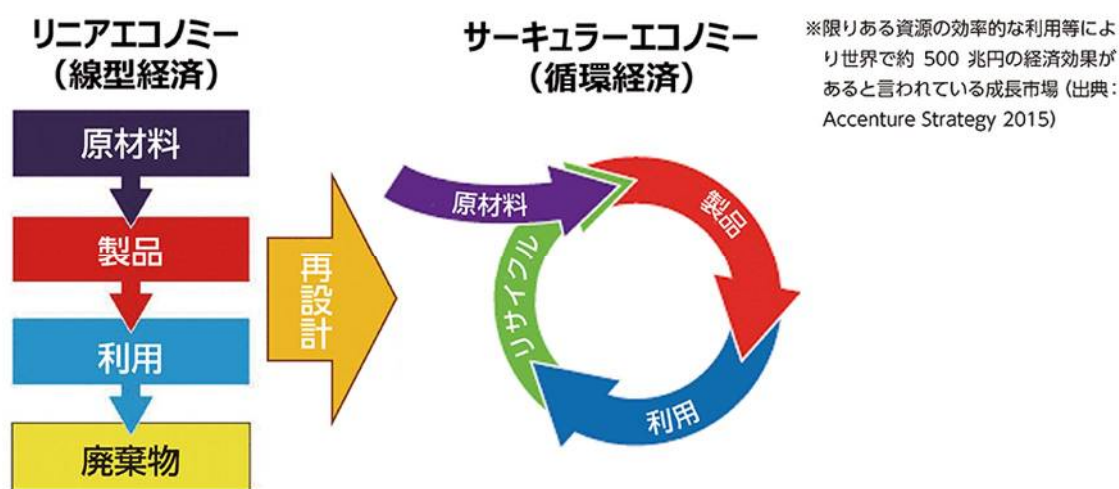
(出典：大分県産業廃棄物等実態調査、産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（環境省）)

改正された「第4次大分県環境基本計画（令和6年度～令和15年度）」においては、廃棄物の適正処理の推進に向けた課題として、産業廃棄物税の活用による産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の促進と更なる再資源化の推進のために循環産業を牽引する優良産廃処理業者の育成を位置づけており、今後はこれらの方向性に沿って排出抑制と再生利用の推進に取り組んでいく。

## 第4 産業廃棄物を取り巻く環境・課題

### 1 循環経済への移行

資源・エネルギーや食糧需要等の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっている。



資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より環境省作成

(出典：環境省ホームページ 令和3年環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書)

こうした中、第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果（循環経済工程表）（環境省中央環境審議会循環型社会部会）が令和4年9月に公表され（表3）、循環型社会の全体像の代表指標の進捗状況を見ると、資源生産性、最終処分量は近年の短期的な傾向を見ても指標値の改善、目標値の達成が見込まれる一方で、入口側の循環利用率、出口側の循環利用率について短期的には指標値の改善が減少または一時悪化し、目標達成が困難な見込みとなっている。

【表3：循環型社会の全体像の代表指標の進捗状況】

項目	推計式 目標等	第四次計画の達成見込み（目標年次：2025年度）
資源生産性	GDP/天然資源等投入量 ・ 目標(2025年度):49万円/トン (2019年度):43.6万円/トン	長期的にも短期的にも目標達成見込み

入口側の循環利用率	循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量) ・目標(2025年度):約18% (2019年度):15.7%	長期的傾向では目標達成見込み。 一方で近年は頭打ちの傾向にあり、短期的な動向からは目標達成が困難
出口側の循環利用率	循環利用量/廃棄物等発生量 ・目標(2025年度):約47% (2019年度):43.0%	長期的な傾向では目標達成見込みだが、短期的には減少しており達成しない見込み
最終処分量	同左 ・目標(2025年度):約1,300万トン (2019年度):1,304万トン	長期的にも短期的にも目標達成見込み

(出典：第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果(循環経済工程表))

また、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行が前面に打ち出されている。

このような状況を踏まえ、本県においても循環経済への移行の趣旨に沿って、市町村や企業が行う廃プラスチックのケミカルリサイクルや廃食油のリサイクル、また、産業廃棄物処理業者が行うIOTやAI導入による廃棄物処理の効率化、省力化、リサイクルの高度化への支援に取り組む必要があると考えられる。

## 2 廃プラスチックの適正処理

廃プラスチックの適正処理はいまだ課題となっており、長期的な取組が必要である。

令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」が政府により策定され、3R+Renewableを基本原則として掲げ、重点戦略として①資源循環、②海洋プラスチック対策、③国際展開、④基盤整備について、具体的な施策の方向性が示されている。

また、プラスチック使用製品における設計から廃棄物処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)が令和4年4月に施行された。この法律においては、プラスチックの資源循環に向けて、プラスチックのライフサイクル全体において関わりのある全ての事業者、消費者、国、自治体が相互に連携しながら、プラスチック

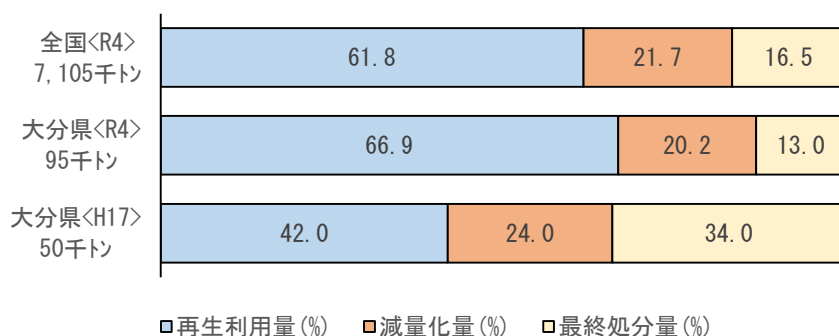
ク使用製品の使用の合理化、排出の抑制・再資源化等に取り組むよう努めることが記されている。

廃プラスチック類の処分状況別構成割合は、再生利用量が66.9%、最終処分量が13.0%である。平成17年度と比較すると再生利用量の割合は増加し、最終処分量の割合は減少しており、全国と比較したときには再生利用の割合は高く、最終処分の割合は低い状況である（図19）。

しかしながら、本県における令和4年度の産業廃棄物の最終処分量70千トンを見ても、廃プラスチック類は12千トンで全体の約18%を占めており、がれき類に次いで多い状況である（図20）。

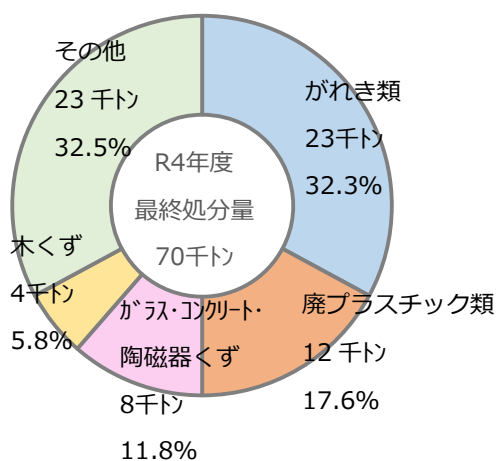
また、諸外国におけるプラスチック廃棄物の輸入規制等を背景として国内での処理需要が増加していることや、海洋プラスチックへの国際的な関心の高まりもあり、プラスチックの資源循環について更なる強化が求められている。

【図19：廃プラスチック類の処分状況別構成比（令和4年度）】



(出典：大分県産業廃棄物等実態調査、産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（環境省）)

【図20：県内産業廃棄物の最終処分量 種類別構成比】



(出典：大分県産業廃棄物等実態調査)

他方、廃プラスチック類の排出量はここ数年横ばいである。廃プラスチックの適正処理とともに、排出抑制にも取り組む必要がある。

**【表４：廃プラスチック類の排出量】**

(単位：千トン)

		H30	R1	R2	R3	R4
大分県	廃プラスチック	91	87	98	110	95
	産業廃棄物全体	3,320	3,312	3,041	3,090	2,853
全国	廃プラスチック	7,064	7,537	6,938	7,351	7,105
	産業廃棄物全体	378,832	385,955	373,818	375,917	370,218

(出典：大分県産業廃棄物等実態調査、産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（環境省）)

## 第5 今後の方向性

### 1 税制度の方向性

#### (1) 税制度の効果について

産業廃棄物税は、税の賦課により排出事業者に産業廃棄物の排出抑制とリサイクルへの動機付け（インセンティブ）を促すとともに、税金を産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に充てることにより、循環型社会の形成に向けた取組を一層促進させる目的で導入したものである。

「第3 産業廃棄物税導入効果の検証」で述べたとおり、令和4年度の再生利用量は平成12年度から16.3%、再生利用率は22.6ポイントとそれぞれ増加し、また、最終処分量は平成12年度の27.9%に減少している。

排出事業者に対する意識調査の結果では、排出抑制及びリサイクルの取組を行っている事業者は約95%に上っている。また、「産業廃棄物税導入の影響として排出抑制やリサイクル等に取り組んだ結果、処理コスト削減、会社のイメージ向上、社員の意識改革につながった。」とする回答が多数みられた。

以上のことから、税の賦課による排出抑制やリサイクルへの動機付けという産業廃棄物税の目的について、非常に大きな効果が得られているものと考えられる。

そして、税金を活用して、「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱を中心とした事業が毎年度実施されており、循環型社会の形成に向けた取組に役立てられている。その一方で、「第4 産業廃棄物を取り巻く環境・課題」でも述べた社会経済情勢に対応していくためにも、今後も税金を活用した取組が必要であると考えられる。

#### (2) 税制度の内容（課税客体、税率、徴収方法等）について

##### ① 課税客体

本県では、焼却施設及び最終処分場への搬入に対して課税している。

最終処分場への搬入に対する課税については、排出抑制やリサイクル推進等の効果が大きく、産業廃棄物税を導入している27道府県のすべてにおいて課税対象とされていることから、今後も継続していく必要があると考えられる。

また、焼却施設への搬入に対する課税は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く）で実施しているものであり、焼却施設への搬入量は産業廃棄物税導入後、大幅に減少している（H17年度 31,219 トン → R5年度 16,767 トン ▲46.3%）。

排出事業者に対する意識調査でも、「焼却への課税がリサイクルに有効であると思う」との回答が 59.8%で、「有効であるとは思わない」との回答の 3.3%を大きく上回っており、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルへの誘導を図るためには、最終処分場への搬入と同様に、今後も継続していく必要があると考えられる。

## ② 税率

税率については、納税義務者に対する負担が過重とならず、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルへの動機付け（インセンティブ）が働くこと、同様の税制を導入している道府県との均衡等を考慮して設定したものであり、最終処分場への搬入に係る税率（1 トンにつき 1,000 円）は、産業廃棄物税を導入している 27 道府県のすべてが同一の税率を採用している。また、焼却施設への搬入に係る税率（1 トンにつき 800 円）についても、焼却施設への搬入を課税客体としている九州各県で同一の税率を採用している。

排出事業者に対する意識調査の結果からしても、現行の税率は妥当であると考えられ、同様の税制を導入している道府県においても税率の変更を行っていないことから、現行の税率を変更する必要はないと考えられる。

## ③ 徴収方法

本県が採用している焼却処理業者及び最終処分業者による特別徴収方式は、焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入するすべての排出事業者を納税義務者とし、特別徴収義務者に指定された焼却処理業者及び最終処分業者が申告納入する方式であり、排出事業者による申告納付方式に比べ徴税コストを抑えることができ、すべての排出事業者を納税義務者とすることで、税負担の公平性も確保することができる。

また、排出事業者への意識調査の結果においても、本方式が妥当な課税方式であると回答した事業者は 6 割を超え、妥当ではないと回答した事業者はわずか 0.8%であったことからしても、今後も引き続き特別徴収方式による徴収が適当であると考えられる。

なお、産業廃棄物税を導入している 27 道府県のうち、25 道府県が特別徴収方式を採用している。



## 2 税活用事業の方向性

税収を活用して様々な事業が実施されているが、産業廃棄物の処理に関する諸課題に対応するため、今後も引き続き「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱を中心とした施策を推進することが重要である。

特に、循環経済への移行が世界的潮流となっていることや廃プラスチックの適正処理などにも引き続き対応する必要があることから、税活用事業の拡充を図る必要がある。

また、税活用事業の実施にあたっては、より効果的な事業を実施するため、取組指標や数値目標を適切に設定するなど、その施策効果を評価していくことも重要である。

### (1) 循環経済への移行、廃プラスチックの適正処理への取組

#### ① 循環経済への移行を推進するための取組

「第4 産業廃棄物を取り巻く環境・課題」の「1 循環経済への移行」で述べたように、資源・エネルギー需要等の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっている。

循環経済への移行に向け、資源循環を促進するため、再資源化に取り組む事業や循環資源を使用した製品の製造を支援する事業が求められる。主な事業としては、以下のようなものが考えられる。

- ア 循環経済の実現に向けた社会実装化の支援  
市町村や企業が行う廃プラスチックのケミカルリサイクルなど、社会実装化に向けた循環経済のモデル的な取組みへの支援
- イ 資源循環に取り組む事業者への支援  
廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用に係る設備投資への支援
- ウ 事業活動に伴い発生する廃棄物のマッチング  
排出される廃棄物の情報と再生利用のニーズを把握し、マッチング活動の充実による再生利用の促進
- エ 優良産業廃棄物処理業者の育成  
産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の促進と更なる再資源化の推進のために循環産業を牽引する優良産業廃棄物処理業者の育成
- オ 大分県リサイクル認定製品の利用の促進  
再生資源を有効利用したリサイクル製品のうち、県内で製造された優

れた製品を「大分県リサイクル認定製品」として認定及び製品の積極的な利用の促進

カ 食品ロスの削減の推進

食品関連事業者などから寄贈される未利用食品等を福祉施設や食に困っている方々に食品を提供するフードバンクの充実に向けた活動意義や取組内容の周知

キ 資源循環分野の更なるDXの推進

業務の効率化(AI・IoTを利用した収集運搬者の自動配車システム等)やりサイクルの高度化(AI等を利用した産業廃棄物の自動選別等)、新たな価値の創造による付加価値の高いビジネスモデルの構築

## ② 廃プラスチックの適正処理を推進するための取組

「第3 産業廃棄物税の導入効果の検証」の「3 税活用事業の実績及び施策効果」や「第4 産業廃棄物を取り巻く環境・課題」の「2 廃プラスチックの適正処理」で述べたように、これまでの税活用事業は廃プラスチックの排出抑制と再生利用の推進に一定の効果を上げていると考えられるが、国の動向を踏まえ、再資源化等の促進に向けた取組をより一層推進する必要がある。主な事業としては、以下のようなものが考えられる。

ア プラスチック排出抑制等に取り組む事業者への支援

廃プラスチックの排出抑制、減量化、再生利用に係る設備投資への支援

イ おおいたグリーン事業者認証制度の推進

プラスチック削減に取り組む事業者をおおいたグリーン事業者として認証し、代替製品開発・転換など、プラスチックごみの排出抑制への支援

ウ プラスチックごみ削減の推進

令和5年8月の「おおいたプラごみゼロ宣言」に基づき、県民・事業者・行政が一体となって、プラスチックごみの排出抑制と資源循環等に向けての取組等への支援

エ 農業用廃資材の廃プラスチックの適正処理の推進

マスメディア等による広報活動を通じた廃ビニル等農業用廃資材の適正処理の必要性の周知、分別回収への支援

オ 廃プラスチックを排出しない養殖手法の実証試験

ブリ養殖場における、銅合金製網を使用した完全リサイクル型浮沈式

養殖生け簀を用いた養殖手法の実証試験

カ 環境教育アドバイザーの派遣による環境教育の推進

環境教育アドバイザーの企業や学校現場への派遣による廃プラスチックの適正処理や再利用に関する環境教育の推進

## (2) 4本柱の推進に係る取組

### ① 排出抑制・再生利用の推進

産業廃棄物の排出量は、産業廃棄物税導入当時から減少傾向にあるが、再生利用率と最終処分率は、近年横ばい状態で推移しているという状況であることから、今後も以下のような排出抑制・再生利用を目的とした取組を行う必要があると考えられる。

ア 排出抑制や再生利用関連の研究開発

産業廃棄物を利用した実証実験等を行うことにより、産業廃棄物の排出抑制・再生利用の仕組み等を確立するための研究開発

イ 循環社会の構築のための企業支援

大分県リサイクル認定製品の利用促進や優良産業廃棄物処理業者の育成のほか、産業廃棄物処理業者及び排出事業者の電子マニフェスト導入に対する支援



(大分県リサイクル認定製品パンフレット)

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/ninteiseido.html>

### ② 適正処理の推進

従前から監視指導體制の強化を図っているが、なお不法投棄や産業廃棄物処理施設における保管基準違反等も発生していることから、今後も不法投棄の防止や産業廃棄物処理施設等の監視・指導體制の充実等を継続する必要がある。

特に令和5年度には、令和4年度に県内3か所に設置したA Iカメラによ

り不法投棄行為に係る被疑者が判明した事例が2件あり、A I カメラの性能の高さ及び必要性を証明することができた。また、令和元年度から開始した無人飛行機（ドローン）を活用した空撮は、面積が広く監視が困難な不法投棄現場等の全容把握が可能となるとともに、業務の効率化も図られたことから、これらについても継続して取り組むべきと考えられる。

更に、海洋に漂着するプラスチックごみが国内外で問題化している状況を踏まえ、海岸漂着物の発生抑制対策に向けた取組の強化も必要であると考えられる。

#### ア 廃棄物不法投棄防止対策

廃棄物の不法投棄を防止するため、A I カメラ等の監視カメラ設置などの対策強化、メディアによる普及啓発、市町村が実施する不法投棄対策事業への支援

#### イ 産業廃棄物処理施設等の監視指導

産業廃棄物の適正処理の徹底を図るため、産業廃棄物監視員によるパトロールや水質検査、経営審査など、産業廃棄物処理施設等の監視指導の実施

#### ウ 海岸漂着物への対策

海岸の景観や環境を保全するため、「大分県きれいな海岸づくり推進計画」に基づく、海岸ゴミの実態調査や広報啓発

#### エ 災害時における海岸漂着物の処理

台風や豪雨等による大規模災害で被害を受けた県管理海岸等の復旧を図るための漂流・漂着物の回収・処分

#### オ 漁港の適正管理

漁港の美化推進のため、漁港施設に不法投棄された漁具等の産業廃棄物の適正処理、新たな排出抑制等への取組



(海岸漂着物の状況)

### ③ 基盤整備の推進

産業廃棄物処理施設周辺の住民の不安感や不信感を解消するため、引き続

き処理施設周辺の環境整備等に取り組む必要があると考えられる。

#### ア 産業廃棄物処理施設等の周辺環境対策

産業廃棄物処理施設周辺住民の不安解消のため、市町村又は処理施設設置者が施設周辺の環境整備に関する経費や、周辺住民との合意形成の場としての環境保全協議会の設置・運営に要する経費の支援

### ④ 啓発広報の推進

排出事業者に対する意識調査において、産業廃棄物税の名称や制度内容が十分に理解されていない状況が見受けられるため、引き続き、税制度の目的や効果等について事業者や県民に広く周知する取組を実施するとともに、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成するための取組を実施する必要があると考えられる。

#### ア 環境負荷低減の推進

事業活動により排出される温室効果ガスや産業廃棄物の排出削減・抑制・リサイクル推進を目的として、事業者が主体的・計画的に環境負荷低減に取り組むようエコアクション 21 認証取得事業者に対する審査、認証・登録費用への補助

#### イ 人材育成

次世代を担う子どもたちや企業等への体験的な環境教育の実施による人材育成の強化（環境教育アドバイザー制度）

その他、啓発広報の推進に関する事業以外においても、事業実施の際に産業廃棄物税を使用している旨の表記を行う、事業者や県民向けに産業廃棄物税に関する資料を配付するなど、産業廃棄物税の周知を行っていく必要がある。

### (3) 今後考えられる事業

#### ○太陽光パネルの廃棄・リサイクルについて

太陽光パネルについては、FIT 制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の下で設置した太陽光パネルが一定の寿命を迎え、使用済太陽光パネルとして排出された場合、2030 年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定されている。

そのような中、令和 6 年 1 月に公表された、経済産業省と環境省が共同開催する「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討

会」の中間取りまとめでは、「パネルも含めた使用済太陽光発電設備の排出量の増加に備え、計画的に廃棄物としての処理量を削減し、再資源化を促進していくためには、太陽光発電設備のリユースやリサイクルの更なる推進が必要である。」とされたところである。

また、令和6年9月から経済産業省と環境省は、中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループの合同会議を開催し、太陽光パネルのリサイクルの制度化に向けた議論に着手している。年内を目途に議論をまとめ、令和7年に国会へ関連法案を提出することを視野に進められている。

本県においても、将来的には使用済太陽光パネルの排出量増加が見込まれるため、国での議論を注視しながら、適切な廃棄や太陽光発電設備の長寿命化、リユースやリサイクルの更なる推進に資する事業を、税活用事業に組み込んでいくことが想定される。

## 第6 まとめ

以上のとおり、産業廃棄物税の導入により、産業廃棄物の排出抑制とリサイクルの促進、排出事業者への動機付けが図られており、導入効果は非常に大きいものであると確認された。

更なる循環型社会の形成に向けて、税収を活用し「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱を中心に、循環経済への移行、廃プラスチックの適正処理など、刻々と変化する産業廃棄物を取り巻く諸課題に対応した事業を引き続き行っていくべきである。

これらのことから、今後も現行制度のまま税制を継続すべきであると考えられる。

なお、今後も社会経済情勢の変化等が想定されることから、今回の検討を受けて公布する改正条例の施行後5年を目途に再度検討を行い、その検討結果に基づいて必要な措置を講ずることとするのが適当であると考えられる。

資料 1

排出事業者への意識調査の実施結果について



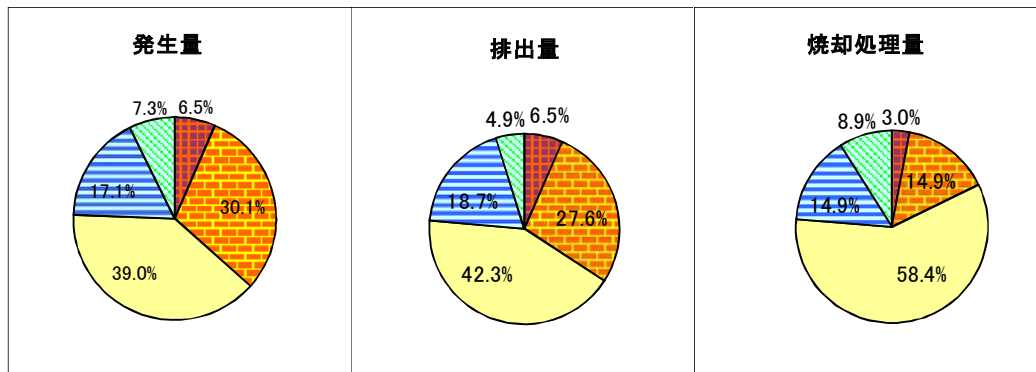
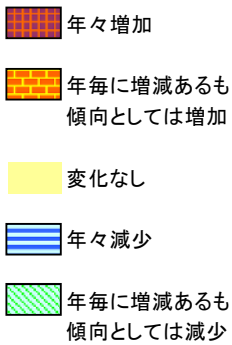
令和6年1月、県内に事業所を有する排出事業者を意識調査を実施した。

対象 産業廃棄物を一定程度排出する事業所(建設業、製造業、電気・水道業・・・等)

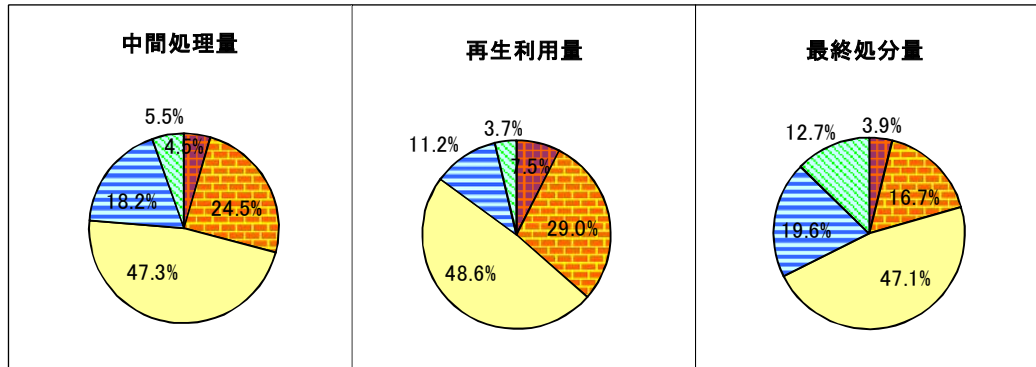
発送 186事業所(多量排出事業者) 回答 127(回答率 68.3%)

## I. 産業廃棄物処理の状況等について

廃棄物の状態	発生量						排出量						焼却処理量					
	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年毎に増減あるも 傾向としては減少	5 年々減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年毎に増減あるも 傾向としては減少	5 年々減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年毎に増減あるも 傾向としては減少	5 年々減少	合計
産業廃棄物の合計量	8	37	48	21	9	123	8	34	52	23	6	123	3	15	59	15	9	101
	6.5%	30.1%	39.0%	17.1%	7.3%	100.0%	6.5%	27.6%	42.3%	18.7%	4.9%	100.0%	3.0%	14.9%	58.4%	14.9%	8.9%	100.0%



廃棄物の状態	中間処理量						再生利用量						最終処分量					
	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年毎に増減あるも 傾向としては減少	5 年々減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年毎に増減あるも 傾向としては減少	5 年々減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年毎に増減あるも 傾向としては減少	5 年々減少	合計
産業廃棄物の合計量	5	27	52	20	6	110	8	31	52	12	4	107	4	17	48	20	13	102
	4.5%	24.5%	47.3%	18.2%	5.5%	100.0%	7.5%	29.0%	48.6%	11.2%	3.7%	100.0%	3.9%	16.7%	47.1%	19.6%	12.7%	100.0%



発生量については、増加傾向にあるとの回答が36.6%（「年々増加」6.5%、「年毎に増減あるも傾向としては増加」30.1%）であり、減少傾向にあるとの回答24.4%（「年々減少」7.3%、「年毎に増減あるも傾向としては減少」17.1%）を上回っている。

排出量については、増加傾向にあるとの回答が34.1%（「年々増加」6.5%、「・・・傾向としては増加」27.6%）であり、減少傾向にあるとの回答23.6%（「年々減少」4.9%、「・・・傾向としては減少」18.7%）を上回っている。


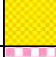


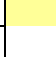
焼却処理量については、減少傾向にあるとの回答が23.8%（「年々減少」8.9%、「・・・傾向としては減少」14.9%）であり、増加傾向にあるとの回答17.9%（「年々増加」3.0%、「・・・傾向としては増加」14.9%）を上回っている。

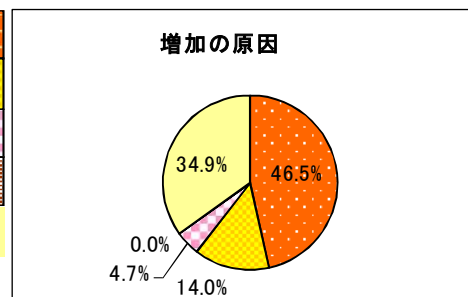
中間処理量（焼却を除く）については、増加傾向にあるとの回答が29.0%（「年々増加」4.5%、「・・・傾向としては増加」24.5%）であり、減少傾向にあるとの回答23.7%（「年々減少」5.5%、「・・・傾向としては減少」18.2%）を上回っている。

再生利用量については、増加傾向にあるとの回答が36.5%（「年々増加」7.5%、「・・・傾向としては増加」29.0%）であり、減少傾向にあるとの回答14.9%（「年々減少」3.7%、「・・・傾向としては減少」11.2%）を大きく上回っている。

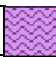



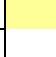
最終処分量については、減少傾向にあるとの回答が32.3%（「年々減少」12.7%、「・・・傾向としては減少」19.6%）であり、増加傾向にあるとの回答20.6%（「年々増加」3.9%、「・・・傾向としては増加」16.7%）を上回っている。

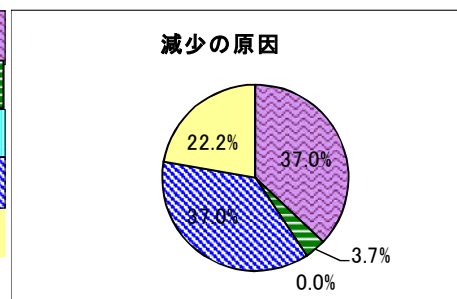
### 増加の原因

1	事業規模の拡大又は、売上げの増加	20	46.5%	
2	製造工程等の変更による排出量の増加	6	14.0%	
3	原材料等の変更による排出量の増加	2	4.7%	
4	排出抑制(分別等)・リサイクルの取組みの中止又は、縮小	0	0.0%	
5	その他	15	34.9%	
回答		43	100.0%	



### 減少の原因

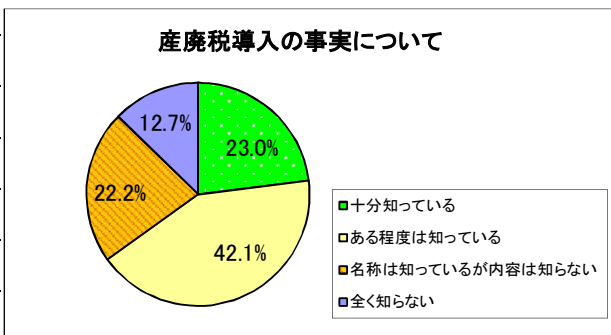
1	事業規模の縮小又は、売上げの減少	10	37.0%	
2	製造工程等の変更による排出量の減少	1	3.7%	
3	原材料等の変更による排出量の減少	0	0.0%	
4	排出抑制(分別等)・リサイクルの取組みの開始又は、強化	10	37.0%	
5	その他	6	22.2%	
回答者数(合計)		27	100.0%	



排出量増加の原因については、「事業規模の拡大・売上の増加」が46.5%約半数を占めている。「その他」の内容としては、新型コロナウイルスの感染対策などであった。  
排出量減少の原因については、「事業規模の縮小・売上の減少」と「排出抑制・リサイクルの開始・強化」がそれぞれ37.0%に上っている。

## II. 産業廃棄物税の導入の事実について

1	十分知っている	29	23.0%
2	ある程度は知っている	53	42.1%
3	名称は知っているが内容は知らない	28	22.2%
4	全く知らない	16	12.7%
回答者数(合計)		126	100.0%

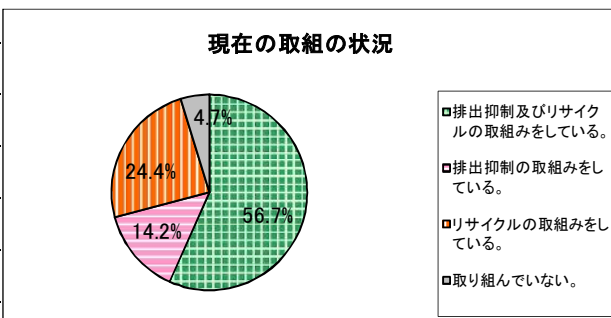


「十分知っている」が23.0%、「ある程度は知っている」が42.1%、となっており、合わせると65.1%である。  
 「名称は知っているが内容は知らない」が22.2%、「全く知らない」も12.7%存在する。

## III. 産業廃棄物税の排出抑制・リサイクルに関する取組みの変化について

### (1) 現在の取組みの状況

1	排出抑制及びリサイクルの取組みをしている。	72	56.7%
2	排出抑制の取組みをしている。	18	14.2%
3	リサイクルの取組みをしている。	31	24.4%
4	取り組んでいない。	6	4.7%
回答者数(合計)		127	100.0%

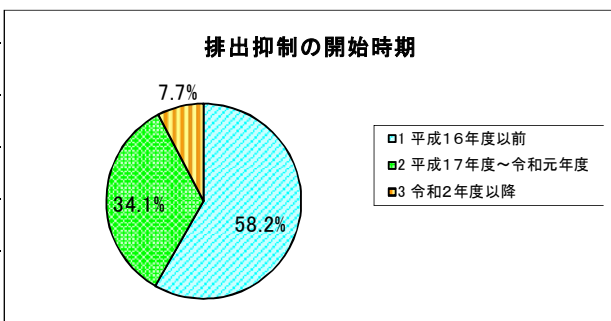


「排出抑制及びリサイクルの取組をしている」が56.7%、「排出抑制の取組みをしている」が14.2%、「リサイクルの取組みをしている」が24.4%となっており、これらを合わせると合計95.3%が取組みを行っていると回答。  
 「取り組んでいない」は4.7%であった。

### (2) 取組開始時期

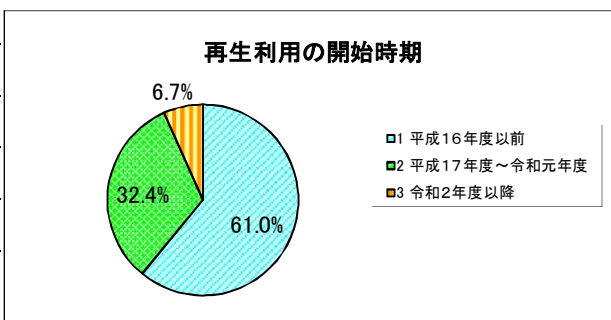
#### 排出抑制

1	平成16年度以前	53	58.2%
2	平成17年度～令和元年度	31	34.1%
3	令和2年度以降	7	7.7%
回答者数(合計)		91	100.0%



#### 再生利用

1	平成16年度以前	64	61.0%
2	平成17年度～令和元年度	34	32.4%
3	令和2年度以降	7	6.7%
回答者数(合計)		105	100.0%

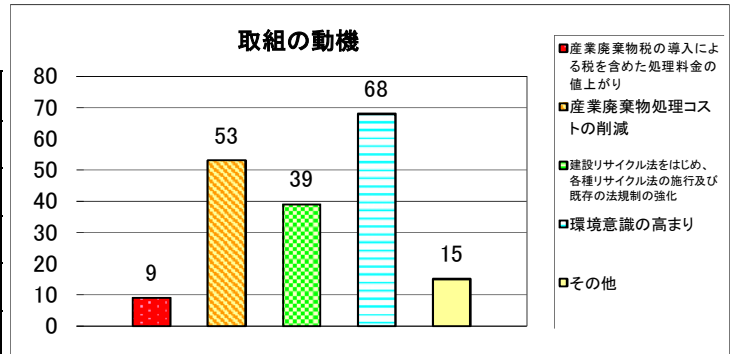


排出抑制の取組みの開始時期については、58.2%が産業廃棄物税導入以前の「平成16年度以前」から取組みを開始していたことが伺える。産業廃棄物税導入後の「平成17年度～令和元年度」が34.1%、「令和2年度以降」は7.7%となっている。

再生利用の取組みの開始時期についても、61.0%が産業廃棄物税導入以前の「平成16年度以前」から取組みを開始していたことが伺える。産業廃棄物税導入後の「平成17年度～令和元年度」が32.4%、「令和2年度以降」は6.7%となっている。

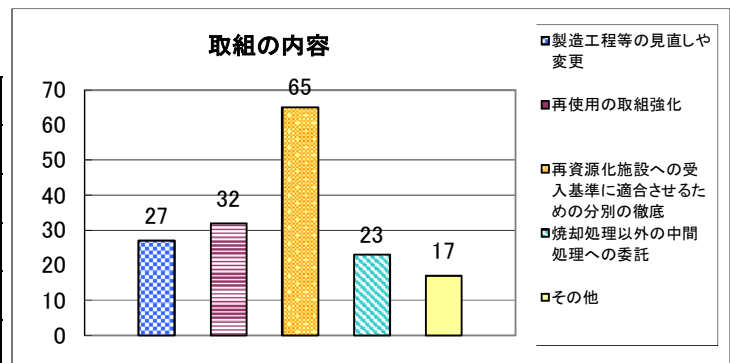
### (3) 取組みの動機(複数回答)

1	産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり	9
2	産業廃棄物処理コストの削減	53
3	建設リサイクル法をはじめ、各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化	39
4	環境意識の高まり	68
5	その他	15
回答者数		116



### (4) 取組みの内容(複数回答)

1	製造工程等の見直しや変更	27
2	再使用の取組強化	32
3	再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底	65
4	焼却処理以外の中間処理への委託	23
5	その他	17
回答者数		122



排出抑制や再生利用の取組開始の動機については、「環境意識の高まり」が68件、「産業廃棄物処理コストの削減」が53件となっており、事業者の自主的な取組を動機としていることが伺える。

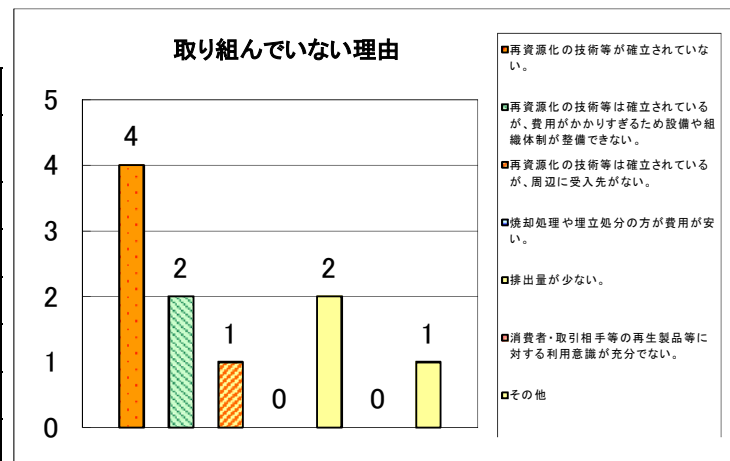
「各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化」も39件あり、各種リサイクル法が、整備、充実化されてきたことも動機の一つと考えられる。

一方、「産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり」は9件であり、取組みの動機としては、それほど強いものとはなっていないと思われる。

取組みの内容については、「再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底」が65件、「再使用の取組強化」が32件、「製造工程の見直しや変更」が27件、「焼却処理以外の中間処理への委託」が23件となっている。

### (5) 取り組んでいない理由(複数回答)

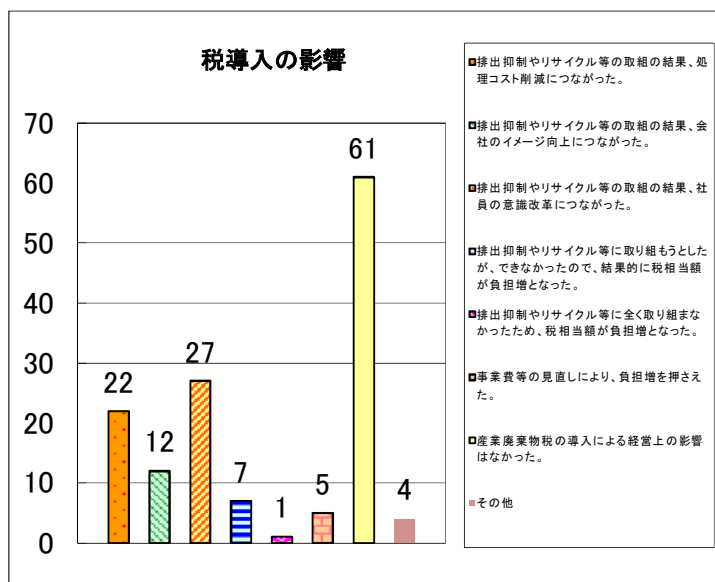
1	再資源化の技術等が確立されていない。	4
2	再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない。	2
3	再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受入先がない。	1
4	焼却処理や埋立処分の方が費用が安い。	0
5	排出量が少ない。	2
6	消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない。	0
7	その他	1
回答者数		8



排出抑制や再生利用に取り組んでいないと答えた事業者がその理由を回答したものであるが、「再資源化の技術等が確立されていない」が4件、「費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない」と「排出量が少ない」がそれぞれ2件となっている。

## (6) 税導入の影響(複数回答)

1	排出抑制やリサイクル等の取組の結果、処理コスト削減につながった。	22
2	排出抑制やリサイクル等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。	12
3	排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革につながった。	27
4	排出抑制やリサイクル等に取り組みようとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった。	7
5	排出抑制やリサイクル等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。	1
6	事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。	5
7	産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった。	61
8	その他	4
回答者数		118



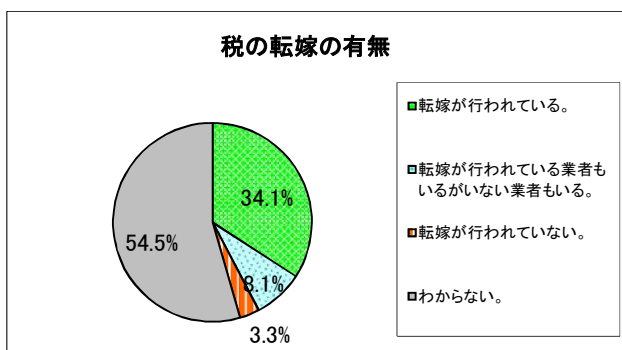
産業廃棄物税の導入に伴う経営上の影響について見ると、「産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった」が61件と最も多かった。

一方、「排出抑制や再生利用等の取組の結果、社員の意識改革につながった」が27件、「処理コスト削減につながった」が22件、「会社のイメージ向上につながった」も12件となっており、税導入が排出抑制や再生利用の促進の動機付け(インセンティブ)になったものと思われる。

## IV. 産業廃棄物税の制度について

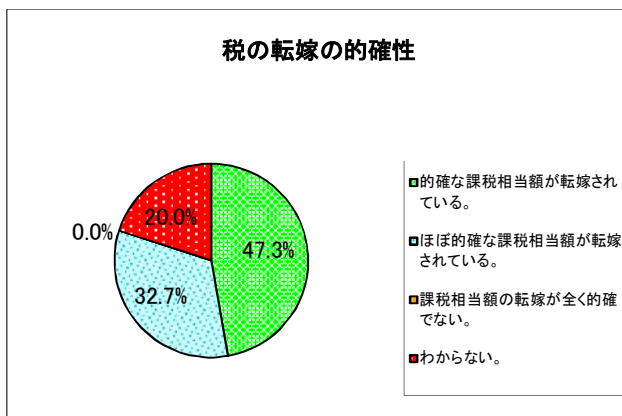
### (1) 税の転嫁の有無

1	転嫁が行われている。	42	34.1%
2	転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。	10	8.1%
3	転嫁が行われていない。	4	3.3%
4	わからない。	67	54.5%
回答者数(合計)		123	100.0%



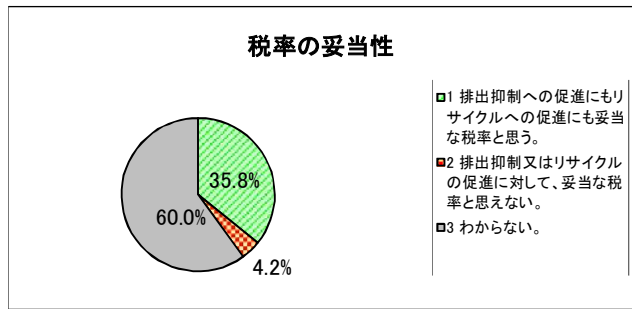
### (2) 税の転嫁の的確性

1	的確な課税相当額が転嫁されている。	26	47.3%
2	ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている。	18	32.7%
3	課税相当額の転嫁が全的確でない。	0	0.0%
4	わからない。	11	20.0%
5		0	0.0%
回答者数(合計)		55	100.0%



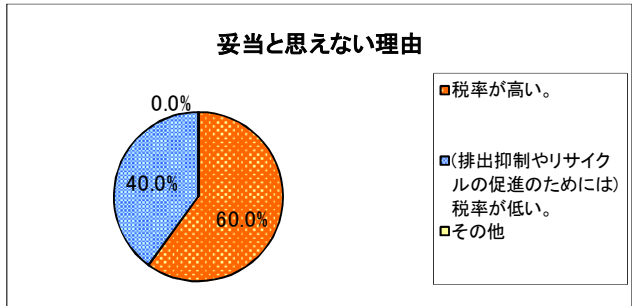
### (3) 税率の妥当性

1	排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う。	43	35.8%
2	排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない。	5	4.2%
3	わからない。	72	60.0%
回答者数(合計)		120	100.0%



### (4) 妥当と思えない理由

1	税率が高い。	3	60.0%
2	(排出抑制やリサイクルの促進のためには)税率が低い。	2	40.0%
3	その他	0	0.0%
回答者数(合計)		5	100.0%



税の転嫁については、「転嫁が行われている」が34.1%であるが、「わからない」も54.5%に上っている。これは、事業者の多くが、直接焼却や埋立を委託するのではなく、再生利用を前提とした中間処理を委託するため、処理料金に税相当額が含まれていても意識ができていないということが考えられる。

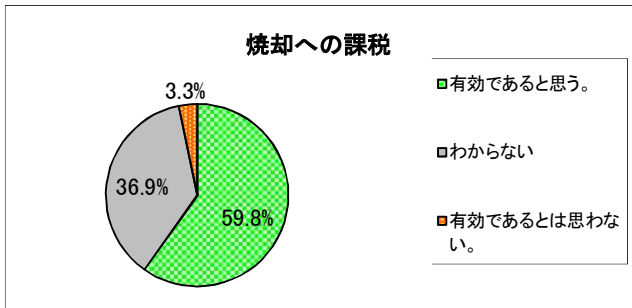
転嫁の的確性については、「的確な課税相当額が転嫁されている」が47.3%、「ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている」が32.7%であり、合わせて80.0%となる。

「課税相当額の転嫁が全く的確でない」は0.0%であり、税の転嫁については、概ね的確であると判断される。

税率の妥当性については、「わからない」が60.0%と半数以上を占めているが、「排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う」が35.8%であり、「排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない」の4.2%を大きく上回っている。

### (5) 焼却への課税

1	有効であると思う。	73	59.8%
2	わからない	45	36.9%
3	有効であるとは思わない。	4	3.3%
回答者数(合計)		122	100.0%

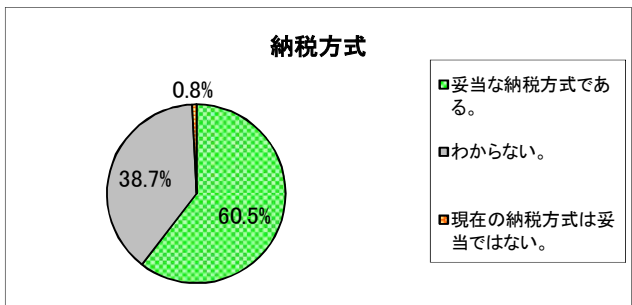


九州独自の課税方式である焼却処理への課税については、「有効であったと思う」が59.8%と半数を超えている。

「わからない」も36.9%あるものの、「有効であったとは思わない」は3.3%であり、概ね受け入れられていると考えられる。

### (6) 納税方式

1	妥当な納税方式である。	75	60.5%
2	わからない。	48	38.7%
3	現在の納税方式は妥当ではない。	1	0.8%
回答者数(合計)		124	100.0%

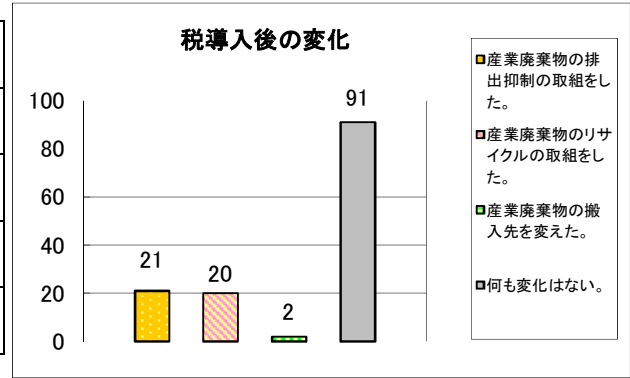


焼却処理業者及び最終処分業者が、排出事業者や中間処理業者から税を徴収し、県に申告納入する特別徴収方式については、「妥当な納税方式である」が60.5%となっており、「わからない」が38.7%あるものの、「現在の納税方式は妥当ではない」がわずか0.8%であり、概ね受け入れられていると考えられる。

## V. 産業廃棄物税の広域的導入について

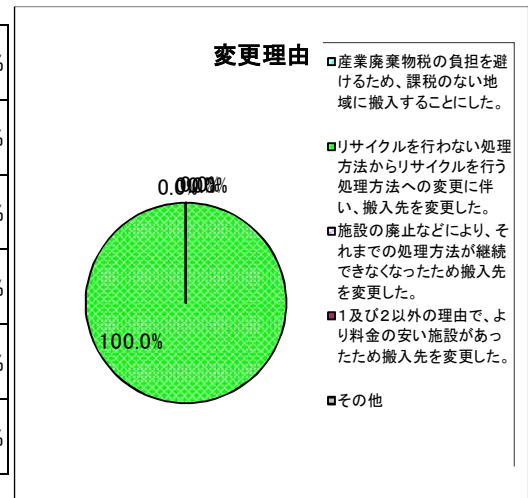
### (1) 税導入後の変化(複数回答)

1	産業廃棄物の排出抑制の取組みをした。	21
2	産業廃棄物のリサイクルの取組みをした。	20
3	産業廃棄物の搬入先を変えた。	2
4	何も変化はない。	91
回答者数		122



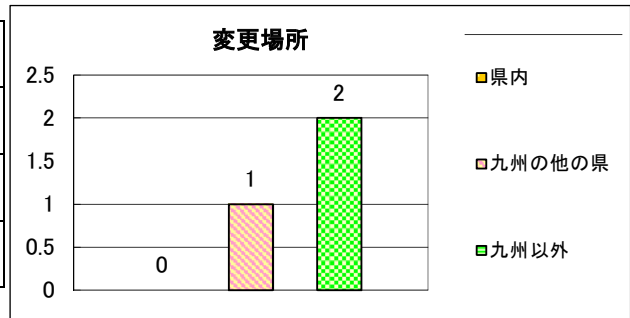
### (2) 変更理由

1	産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした。	0	0.0%
2	リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した。	1	100.0%
3	施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した。	0	0.0%
4	1及び2以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した。	0	0.0%
5	その他	0	0.0%
回答者数(合計)		1	100.0%



### (3) 変更場所(複数回答)

1	県内	0
2	九州の他の県	1
3	九州以外	2
回答者数		3



#### 県内

1	大分市	0
2	それ以外の地域	0

#### 九州の他の県

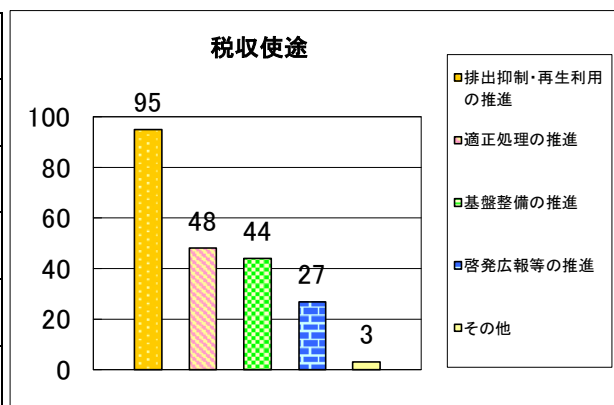
1	福岡県	0
2	佐賀県	0
3	長崎県	0
4	熊本県	1
5	宮崎県	0
6	鹿児島県	0
7	沖縄県	0

#### 九州以外

1	中国地方	2
2	近畿地方	0
3	四国地方	0
4	その他	0

## VI. 産業廃棄物税の税収使途について(複数回答)

1	排出抑制・再生利用の推進	95
2	適正処理の推進	48
3	基盤整備の推進	44
4	啓発広報等の推進	27
5	その他	3
回答者数		122



産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制・再生利用の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進、啓発広報等の推進の4つの柱とする施策に充てられているが、今後どのような施策を充実すべきだと考えるか調査したもの。排出抑制・再生利用の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進、啓発広報等の推進の順で回答が多かった。

## VII. 自由意見欄(抜粋)

(税収使途事業の「その他」欄に記載されたものも含む)

### ○税収使途事業

- ・フッ素含有汚泥の処理技術の確立
- ・汚泥処理施設の建設等
- ・電子マニフェストの普及
- ・講習会等を開催し、限りある資源の大切さを伝える

### ○その他

- ・公共事業をする者にとっては、守らねばならないものであるなので、工夫も抜け道もない。
- ・産業廃棄物税は、中間処理業者だけでは賄えない事業の、適正処分のために使ってほしい。
- ・産業廃棄物税について知識がほとんど無く申し訳ありません。今後学習していきたいと思えます。
- ・電子マニフェスト導入促進助成の拡大をお願いしたい。初期費用(新規加入費や機器(パソコン)整備費)として限度を設け助成いただいておりますが、未加入業者が未だ多いと感じています。紙マニフェスト使用によるリスク(未記載、保存義務違反等)低減、マニフェスト等交付状況報告書が不要となる等、排出事業者としても大変助かりますので、未加入業者を減らし、電子対応業者を増やすための助成金へのさらなる増加していただきたい。
- ・リサイクルによる排出量を制御しようとするのであれば、リサイクル可能な製品を製造流通させることが必要ではないでしょうか



## 産業廃棄物税の導入に関する意識調査票

○この調査票に直接ご記入ください。記入済みの調査票のみを返信用封筒でご返送をお願いします。  
はじめに、下記の事項についてご回答ください。

- (1) 貴社及び貴事業所の概要をご記入ください。  
(資本金、従業員数については、当てはまる番号に○をつけてください。)

会社〔団体〕名 (本社名)		
資 本 金	1. 一千万円以下 3. 五千万円超～一億円 5. 三億円超	2. 一千万円超～五千万円 4. 一億円超～三億円
従 業 員 数 (派遣社員を含む。) <small>※パート、アルバイトを除く。</small>	1. 50人以下 3. 100人超～200人 5. 300人超～500人 7. 900人超～1000人	2. 50人超～100人 4. 200人超～300人 6. 500人超～900人 8. 1000人超
事 業 所 名		
事業所所在地	〒           —	(TEL)           —           —
記入者の所属 及 び 氏 名	(部署名)                      (役職)	(氏名)

- (2) 貴事業所の業務内容（主な製品など）を簡単に記述してください。

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----



## Ⅱ. 産業廃棄物税の導入の事実について

本県では、平成17年4月から、排出事業者を納税義務者とし、県内の焼却施設及び、埋立処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税する産業廃棄物税を導入しているのをご存じですか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。  
※大分県産業廃棄物税の概要については、別紙をご覧ください。

《産業廃棄物税の導入》

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| 1. 十分知っている          | 2. ある程度は知っている |
| 3. 名称は知っているが内容は知らない | 4. 全く知らない     |

## Ⅲ. 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する取組みの変化について

(1) 現在の貴事業所での産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組みについてお尋ねします。  
あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

《現在の取組みの状況》

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 排出抑制及びリサイクルの取組みをしている。 | } —————▶ 設問(2)(3)(4)へ |
| 2. 排出抑制の取組みをしている。        |                       |
| 3. リサイクルの取組みをしている。       |                       |
| 4. 取り組んでいない。             | —————▶ 設問(5)へ         |

(2) 排出抑制・リサイクルの取組みを始めたのはいつ頃からですか。  
1から3までのあてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

《取組開始時期》※排出抑制・リサイクルの両方に○をつけてください。

【排出抑制の取組開始時期】

1. 平成16年度以前
2. 平成17年度～令和元年度
3. 令和2年度以降

【リサイクルの取組開始時期】

1. 平成16年度以前
2. 平成17年度～令和元年度
3. 令和2年度以降

(3) 排出抑制・リサイクルの取組みを開始し、又は強化した動機になったものは何ですか。  
あてはまる番号に○をつけてください。※複数回答可  
また、「5」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

《取組みの動機》

1. 産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり
2. 産業廃棄物処理コストの削減
3. 建設リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化
4. 環境意識の高まり
5. その他(具体的に)

- (4) 排出抑制・リサイクルの取組みとして具体的にはどのようなことをされていますか。  
あてはまる番号に○をつけてください。※複数回答可  
また、「5」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

《取組みの内容》

1. 製造工程等の見直しや変更
2. 再使用の取組強化
3. 再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底
4. 焼却処理以外の中間処理への委託
5. その他（具体的に）

[

]

- (5) 上記（1）で「4」に○をつけられた方のみにお尋ねします。  
排出抑制・リサイクルに取り組んでいない理由は何ですか。  
あてはまる番号に○をつけてください。※複数回答可  
また、「7」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

《取り組んでいない理由》

1. 再資源化の技術等が確立されていない。
2. 再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない。
3. 再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受け入れ先がない。
4. 焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い。
5. 排出量が少ない。
6. 消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない。
7. その他（具体的に）

[

]

- (6) 産業廃棄物税の導入により、貴事業所にどのような経営上の影響があったとお考えですか。  
あてはまる番号に○をつけてください。※複数回答可  
また、「8」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

《税導入の影響》

1. 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、処理コスト削減につながった。
2. 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。
3. 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革につながった。
4. 排出抑制やリサイクル等に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった。
5. 排出抑制やリサイクル等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。
6. 事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。
7. 産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった。
8. その他（具体的に）

[

]

## IV. 産業廃棄物税の制度について

(1) 産業廃棄物税は、県内の焼却施設又は最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されます。

このため、中間処理業者に処理を委託した場合、処理料金には、中間処理後の残さに対する課税相当額が転嫁（処理料金に上乗せ）されると想定しています。

中間処理業者からの税の転嫁の状況について、あてはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。

### 《税の転嫁の有無》

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| 1. 転嫁が行われている。               | → 設問（2）へ |
| 2. 転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。 | → 設問（2）へ |
| 3. 転嫁が行われていない。              | → 設問（3）へ |
| 4. わからない。                   | → 設問（3）へ |

(2) 上記（1）で「1」、「2」に○をつけられた方のみお尋ねします。

中間処理業者からの税の転嫁の状況について、残さ量に見合った的確な課税相当額（税額は焼却処理800円／トン、最終処分は1000円／トン）が転嫁されていると思いますか。

あてはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。

### 《税の転嫁の的確性》

1. 的確な課税相当額が転嫁されている。
2. ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている。
3. 課税相当額の転嫁が全く的確ではない。
4. わからない。

(3) 産業廃棄物税の基本税率は、排出抑制、リサイクルへ促進可能な税率として、最終処分場への搬入に対し、1000円／トン（焼却施設への搬入に対しては、あらかじめ残さ相当分（20%）を控除した800円／トンとし、納税義務者の税負担の累積の回避と他地域の税制との調和を図っている。）と設定されていますが、この税率についてどうお考えですか。

あてはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。

### 《税率の妥当性》

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 1. 排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う。 | → 設問（5）へ |
| 2. 排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない。 | → 設問（4）へ |
| 3. わからない。                         | → 設問（5）へ |

(4) 上記（3）で「2」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

妥当な税率と思えない理由はなんですか。あてはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。また、「3」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

### 《妥当と思えない理由》

1. 税率が高い。
2. （排出抑制やリサイクルの促進のためには）税率が低い。
3. その他（具体的に）

[

]

(5) 現在の産業廃棄物税の制度は、中間処理のうち、リサイクルへの前処理と考えられるもの（例えば選別・破砕・脱水等）は課税の対象外とし、リサイクルにつながらないと考えられる焼却処理のみに課税する制度をとっています。

この制度について、リサイクルへの促進に有効であると思いますか。

あてはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。

また、「3」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

《焼却への課税》

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 有効であると思う。   | 2. わからない。 |
| 3. 有効であると思わない。 |           |

理由

(具体的に)

(6) 産業廃棄物税は、現在、産業廃棄物の焼却処理業者及び最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を徴収し、県に申告納入するという特別徴収方式をとっています。

(ただし、自己処理は申告納付方式)

この納税方式についてどうお考えですか。あてはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。また、「3」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

《納税方式》

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 1. 妥当な納税方式である。     | 2. わからない。 |
| 3. 現在の納税方式は妥当ではない。 |           |

理由

(具体的に)

## V. 産業廃棄物税の広域的導入について

(1) 産業廃棄物を取り巻く課題は、一地域の局地的なものであるとともに産業廃棄物が県境を越えて移動している状況を踏まえると広域的な課題でもあります。九州各県間においては税制の導入による排出抑制とリサイクル促進という政策効果を確保するため、広域的な税制を導入する取組が重要と考え、九州各県で一斉に導入しました。

産業廃棄物税の一斉導入後に産業廃棄物に関して何か変化がありましたか。

あてはまると思う番号に全て○をつけてください。※複数回答可

《税導入後の変化》

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 1. 産業廃棄物の排出抑制の取組みをした。  | → 設問 (VI) へ       |
| 2. 産業廃棄物のリサイクルの取組みをした。 | → 設問 (VI) へ       |
| 3. 産業廃棄物の搬入先を変えた。      | → 設問 (2) 及び (3) へ |
| 4. 何も変化はない。            | → 設問 (VI) へ       |

以下の(2)及び(3)は、上記(1)で「3」に○をつけられた方のみお尋ねします。

- (2) 産業廃棄物の搬入先を変更した理由はなんですか。  
あてはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。  
また、「5」に○をつけた場合は具体的内容を記入してください。

《変更理由》

1. 産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした。
2. リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した。
3. 施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した。
4. 1及び2以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した。
5. その他(具体的に)

[

]

- (3) 産業廃棄物の搬入先をどこに変更しましたか。あてはまると思う番号に全て○をつけ、2, 3を選択された場合は、( )内の番号にも○をつけてください。3「4」に○をつけた場合は、地域名又は県名を記入してください。※複数回答可

《変更場所》

1. 県内
  - 1 大分市
  - 2 それ以外の地域
2. 九州の他の県
  - 1 福岡県
  - 2 佐賀県
  - 3 長崎県
  - 4 熊本県
  - 5 宮崎県
  - 6 鹿児島県
  - 7 沖縄県
3. 九州以外
  - 1 中国地方
  - 2 近畿地方
  - 3 四国地方
  - 4 その他(具体的に: )

## VI. 産業廃棄物税の税収の用途について

産業廃棄物は条例の規定により、「循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てる」こととされており具体的には、①排出抑制・再生利用の推進、②適正処理の推進、③基盤整備の推進、④啓発広報等の推進の4つの柱とする施策に充てています。

今後、産業廃棄物税の用途として、どのような施策を充実すべきだとお考えですか。  
下記の大分県での用途の状況を参考にして、あてはまると思う番号に全て○をつけてください。  
※複数回答可

《税収の用途》

1. 排出抑制・再生利用の推進(例:産廃の減量化や再生利用に必要な設備等の導入補助)
2. 適正処理の推進(例:不法投棄防止用フェンスや監視カメラの設置)
3. 基盤整備の推進(例:産廃処理施設周辺の環境整備(道路の舗装など)に対する補助)
4. 啓発広報等の推進(例:新聞広告等による不法投棄防止やPCBの適正処理の広報)
5. その他(具体的に)

[

]

## 【大分県の産業廃棄物税の使途例】

### 1. 排出抑制・再生利用の推進

- ・循環産業の育成を図るための産業廃棄物処分業者に対するセミナーの開催
- ・産業廃棄物の発生抑制、減量化及び再生利用等に取り組む事業者への補助

### 2. 適正処理の推進

- ・海岸漂着物の発生抑制対策及び自治体による回収処理
- ・産業廃棄物監視員による不法投棄防止パトロールの実施

### 3. 基盤整備の推進

- ・産業廃棄物処理周辺施設の環境整備に対する補助

### 4. 啓発広報等の推進

- ・新聞広告等による排出事業者責任の周知、廃棄物不法投棄防止及びPCB廃棄物の適正処理等の普及啓発

## Ⅶ. 自由意見欄

産業廃棄物税に関するご意見を下記にご自由にお書きください。

----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
--

—ご協力ありがとうございました。—



## 資料 2

### 全国の産業廃棄物税の導入状況

産業廃棄物に関する税制度は、令和6年6月1日現在、27道府県で導入されている。

道府県名	名称	導入時期	課税方式
北海道	循環資源利用促進税	平成18年10月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
青森県	産業廃棄物税	平成16年1月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
岩手県	産業廃棄物税	平成16年1月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
宮城県	産業廃棄物税	平成17年4月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
秋田県	産業廃棄物税	平成16年1月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
山形県	産業廃棄物税	平成18年10月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
福島県	産業廃棄物税	平成18年4月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
新潟県	産業廃棄物税	平成16年4月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
愛知県	産業廃棄物税	平成18年4月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
三重県	産業廃棄物税	平成14年4月1日	事業者申告納付
滋賀県	産業廃棄物税	平成16年4月1日	事業者申告納付
京都府	産業廃棄物税	平成17年4月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
奈良県	産業廃棄物税	平成16年4月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
鳥取県	産業廃棄物処分場税	平成15年4月1日	最終処分業者特別徴収
島根県	産業廃棄物減量税	平成17年4月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
岡山県	産業廃棄物処理税	平成15年4月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
広島県	産業廃棄物埋立税	平成15年4月1日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付

道府県名	名称	導入時期	課税方式
山口県	産業廃棄物税	平成 16 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
愛媛県	資源循環促進税	平成 19 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
福岡県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
佐賀県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
長崎県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
熊本県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
大分県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
宮崎県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
鹿児島県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
沖縄県	産業廃棄物税	平成 18 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付

## 資料 3

### 産業廃棄物税に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 大分県産業廃棄物税条例（平成16年大分県条例第38号。以下「条例」という。）に定める産業廃棄物税の導入効果等を検証し、条例規定の検討の必要性についてとりまとめるため、産業廃棄物税に関する検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 税導入による効果
- (2) 使途事業の実施状況
- (3) 今後の方向性
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、財政課、税務課、環境政策課、循環社会推進課、工業振興課、地域農業振興課の課長をもって構成する。

- 2 検討会に座長及び副座長を置き、それぞれ互選により選出する。
- 3 座長は、検討会を招集し、主催する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第4条 検討会には、財政課予算第一班、財政課予算第二班、税務課課税班、環境政策課企画・環境政策班、環境政策課脱炭素社会推進班、循環社会推進課資源化推進班、循環社会推進課計画・調整班、工業振興課管理・環境班、地域農業振興課普及・研究班の総括等をもって構成するワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、産業廃棄物税に係る上記の事項を検証するために必要な研究を行い、その結果を検討会に報告する。

(各県との調整等)

第5条 本会における検討について、九州各県及び関係機関との情報交換及び調整の必要が生じたときは、主として税務課、循環社会推進課が窓口となっていく。

(事務局)

第6条 事務局は税務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

産業廃棄物税に関する検討会での検討状況

会議名	開催日	内容
第1回検討会	令和6年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物税条例の経過、概要</li> <li>産業廃棄物に係る課題と税収用途について</li> </ul>
第1回ワーキンググループ会議	令和6年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物税の概要等について</li> <li>産業廃棄物を取り巻く環境と今後の方向性について</li> </ul>
第2回ワーキンググループ会議	令和6年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書骨格案について</li> <li>税活用事業の今後の方向性について</li> </ul>
第3回ワーキンググループ会議	令和6年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討結果報告書素案について</li> </ul>
第2回検討会	令和6年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーキンググループにおけるこれまでの検討について</li> <li>検討結果報告書案について</li> </ul>
第3回検討会	令和6年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討結果報告書案について</li> <li>条例改正案について</li> </ul>